

城 里 町

男女共同参画基本計画

平成19年3月

城 里 町





は じ め に

21世紀を迎えたいま、私たちを取り巻く社会経済情勢は、急速な少子・高齢化、核家族化、経済構造のグローバル化や情報化が進んでおります。また、人々のライフスタイルや価値観が多様化する一方、安全や安心、生きがいづくりなどが求められています。

このような状況の中、豊かさと活力あるまちづくりをするには、旧来の社会システムからの変革が求められており、男女が互いの人権を尊重し、個性を認め合いながら、自分らしさと能力が発揮できる「男女共同参画社会」の実現が必要であります。

そのため、町では家庭、職場、地域、行政が一体となって「男女共同参画社会」の実現を目指す取組みを総合的かつ計画的に推進するための基本となる「城里町男女共同参画基本計画」を策定しました。

町では、この計画に基づき、計画の基本理念である「^{ひと}男と女がともに輝くまち ^{ひと}しろさと」を実現するため、積極的かつ着実に事業を推進して参りたいと考えておりますので、町民の皆様にも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました男女共同参画プラン策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をくださいました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成19年3月

城里町長 金 長 義 郎

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	2
(1) 世界の動き.....	2
(2) 国の動き.....	3
(3) 茨城県の動き.....	4
(4) 城里町の動き.....	5
2. 城里町の男女共同参画についての現状.....	6
(1) 町の総合的な現状.....	6
①人口と世帯.....	6
②労働.....	7
(2) 町民アンケートの結果から見た現状.....	8
①性別役割分業意識.....	8
②夫婦の役割分担の実態と満足度.....	8
③地域の慣習.....	9
④男女の地位の平等感.....	11
⑤希望する男女共同参画の施策.....	13
 第 2 章 計画の基本的な考え方	15
1. 策定の趣旨.....	16
2. 本計画が目指すもの.....	17
(1) 基本理念.....	17
(2) 基本的な視点.....	17
(3) 基本目標.....	18
3. 計画の概要.....	20
(1) 計画の性格と位置づけ.....	20
(2) 計画の構成.....	21
(3) 計画の期間.....	21
 第 3 章 基本計画	23
体系表.....	24

基本計画の見方	25
基本目標 1 人権尊重と男女平等の意識づくり	26
取組み方針 1 男女共同参画社会の視点からみた慣行や仕組みの見直し	26
取組み方針 2 男女平等教育の推進	29
取組み方針 3 人権を尊重し、認め合う個々の意識の醸成	33
基本目標 2 男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり	35
取組み方針 1 男女がともに世代を超えて参画できる地域社会づくり	35
取組み方針 2 男女がともに就業できる場や機会の創出と拡大	38
取組み方針 3 家庭や地域の中で男女がともに役割を担い、活動できる社会の推進	42
基本目標 3 男女共同参画の社会環境づくり	46
取組み方針 1 生涯を通じて安心して暮らせる社会の確立	46
取組み方針 2 男女がともに健康で明るい生涯を送るための環境づくり	48
取組み方針 3 あらゆる暴力行為の防止と根絶	51
基本目標 4 男女共同参画を着実に推進する体制づくり	55

資 料 59

1. 策定経過	60
2. 策定体制	61
(1) 城里町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	61
(2) 城里町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	63
(3) 城里町男女共同参画プラン策定ワーキングチーム会則	64
(4) 城里町男女共同参画プラン策定ワーキングチーム委員名簿	65
3. 男女共同参画の流れ（年表）	66
4. 男女共同参画関連法令	69
(1) 日本国憲法（抄）	69
(2) 男女共同参画社会基本法	72
(3) 茨城県男女共同参画基本条例	77
(4) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	81
(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	87
(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）	90
5. 用語解説	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

男女平等は世界共通の課題であり、国際的な動きが先導し、積極的な取り組みが行われています。

まず、国際連合が1975（昭和50）年を「国際婦人年」と位置づけ、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」としたことを受け、女性の地位向上を目指した取り組みが世界的規模で進められることとなりました。同年に開催された「国際婦人年世界会議」では、「平等・開発・平和」の三つの目標を実現するための「世界行動計画」が採択されました。

1979（昭和54）年には国連総会で女性差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1985（昭和60）年には10年間の評価と残された課題を検討し、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995（平成7）年の第4回世界女性会議（北京会議）では、「女性の権利は人権である」ことが再確認され、また、女性のエンパワメント¹が問題解決のキーワードとされて「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

2000（平成12）年には、ニューヨークにおいて「国連特別総会女性2000年会議」が開催されました。ここでは、北京会議において採択された事項について実施状況の分析、見直し及び評価が行われ、今後の行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ²」として示されました。参加国はこうした世界の共通認識のもと、女性の人権保障に向けた活発な活動を行っています。

¹ エンパワメント：「力をつけること」をいう。みんなで力を合わせ、ともに力をつけ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、政治的、経済的、社会的及び文化的状況などを変えていく力をもつことをいう。1995（平成7）年の第4回世界女性会議などでは「女性のエンパワメント」が主要課題となった。

女性のエンパワメントとは女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための「力をつけること」を意味する。個人的に力をつけるだけでなく、女性たちが手を携えて、連帯して力を付けていくという意味合いも含んでいる。

² イニシアティブ：国又は地方の有権者が一定数の連署による請求を通じて、法律の制定や改廃を提案すること。本来は、直接民主制の理念に基づく制度であったが、間接民主制の下での住民の直接参加の一方式。

(2) 国の動き

国内における男女共同参画の取組みは、国連を中心とした世界の動きと密接に関連して進められてきました。

1975（昭和50）年の「世界行動計画」の趣旨を受け、同年に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設立され、1977（昭和52）年には、向こう10年間の女性施策の指針として「国内行動計画」が策定されました。

これらの取組みを機に、国内では女性の地位向上を目指した女性政策が進められ、1985（昭和60）年には、「男女雇用機会均等法」の制定、民法、国籍法、国民年金法の改正など、国内の法整備を経て「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987（昭和62）年には国連の「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」が策定され、その中に「男女共同参画型社会の形成」という文言があり、わが国で初めて公式に「男女共同参画」という言葉が登場しています。また、1991（平成3）年には、この計画が見直され、目標が「男女共同参画型社会の形成」へとさらに改められています。

1994（平成6）年には、国内本部機構の充実強化を図るため、「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

また、1995（平成7）年及び1999（平成11）年には、育児休業、介護休業に関する法律が整備され、職業生活と家庭生活との両立のための環境整備がなされました。

1996（平成8）年には、前年に開催された「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」の優先課題に対応するため、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀を目標とした施策の方向性が示されました。

1999（平成11）年6月には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられました。さらに、2000（平成12）年12月、この「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001（平成13）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス防止法）」が施行され、2004（平成16）年には配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充等を規定した同法の改正法が施行されました。

さらに、2005（平成17）年12月には、「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度になるように期待することや、女性の再チャレンジ支援、科学技術・防災・まちづくり等の新たな分野への男女共同参画を推進することなどが新たに盛り込まれました。

(3) 茨城県の動き

茨城県では、1978（昭和53）年に青少年婦人課を設置し、翌年「婦人問題懇話会」を設置しました。1980（昭和55）年には、組織替えにより婦人児童課において女性問題を担当するようになりました。1990（平成2）年に婦人問題推進有識者会議からの「女性プラン策定に関する提言」を受け、女性対策推進本部を設置しました。

また、1991（平成3）年には、「女性の地位向上」と「男女共同参加型社会の形成」を目指す「いばらきローズプラン21」を策定しました。同年4月からは、婦人児童課内に女性対策推進室を設置して、女性問題を専門に担当するようになり、さらに、1994（平成6）年には、女性青少年課が設置されました。

1996（平成8）年には、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」を受けて、社会の変化に対応した女性施策の新たな指針となる「いばらきハーモニープラン」を策定するなど、積極的な取組みを進めてきました。このプランは、女性問題は男女両性の問題であり、その解決にあたっては、男女がお互いのパートナーシップを確立し、協調して様々な課題に取り組むものとしています。

1999（平成11）年には、このプランの一層の推進と全庁的かつ総合的に取組むため、女性青少年課を福祉部から知事公室に移し、推進体制を強化しました。

さらに、2001（平成11）年には、「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、4月から施行されました。同時に、「茨城県男女共同参画審議会」が設置され、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など、推進体制の整備を行いました。

そして、この条例を具現化するとともに、社会経済情勢の急速な変化に的確に対応するため、2002（平成14）年3月に「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」が策定されています。また、男女共同参画に関する県民の苦情や意見を受け付ける茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会が設置されました。

同時に、茨城県男女共同参画基本計画に基づく取組みを実効あるものとするため、基本計画で定める重点課題ごとに、その具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されています。

2005（平成17）年には、「女性プラザ男女共同参画支援室」が設置され、女性のチャレンジ支援や各種相談の受け付けが開始されました。2006（平成18）年3月には、新ハーモニープランの平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とする新たな実施計画が策定されています。

（４）城里町の動き

城里町では、2005（平成17）年2月1日の市町村合併を機に、それまで旧町村（常北町・桂村・七会村）では教育委員会が所掌していた男女共同参画に関する業務が、町長公室の担当となりました。

2006（平成18）年3月1日には、機構改革により町長公室が廃止となり、総務課に担当が移管され、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、啓発等を行ってきました。

2006（平成18）年6月に、男女共同参画を全庁的かつ総合的に取組むため「城里町男女共同参画プラン策定委員会」と「城里町男女共同参画プラン策定ワーキングチーム」が設置されました。

同年7月には、本町における男女共同参画の意識と実態を把握するため、町民2,000人を対象とした「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。

その結果と、策定委員会及びワーキングチームの協議等を経て、本町ではじめての男女共同参画に関する総合的な計画「城里町男女共同参画基本計画」が、2007（平成19）年3月に策定されました。



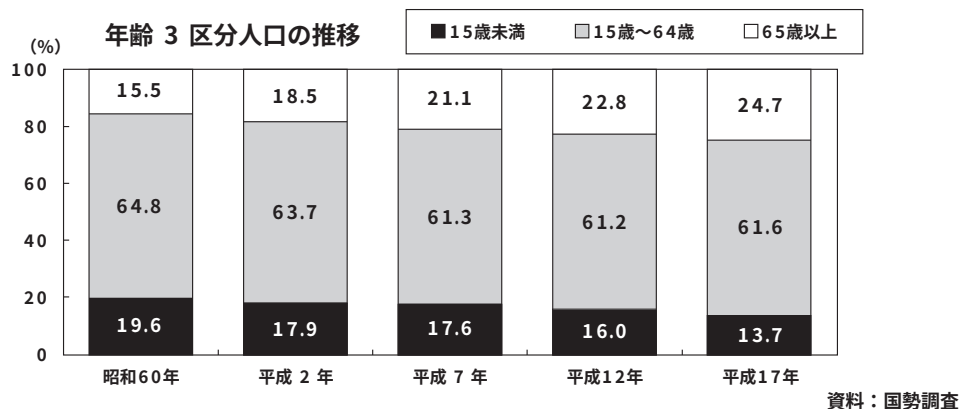
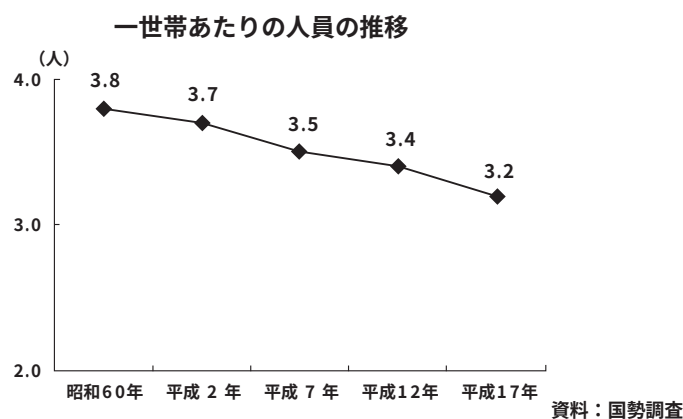
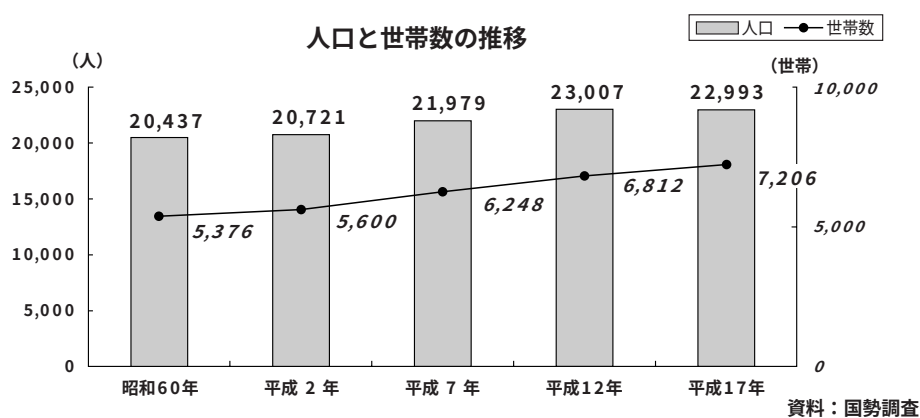
2. 城里町の男女共同参画についての現状

(1) 町の総合的な現状

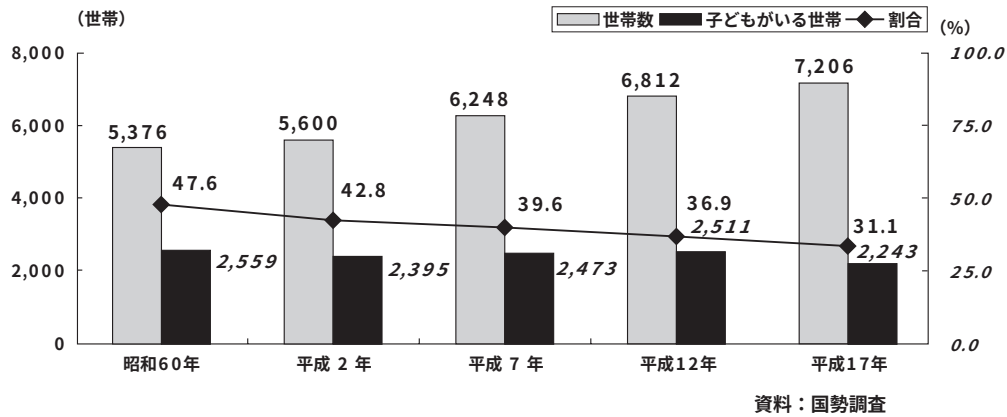
①人口と世帯

本町の人口は、ほぼ横ばいとなっていますが、一世帯あたりの人員は縮小傾向にあります。

さらに、少子・高齢化が顕著に進行しており、この人口構成の変化によるさまざまな社会的な影響が表れてくるものと考えられます。



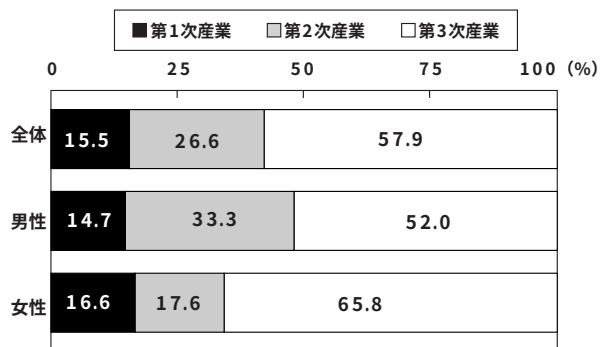
18歳未満の子どもがいる世帯の状況



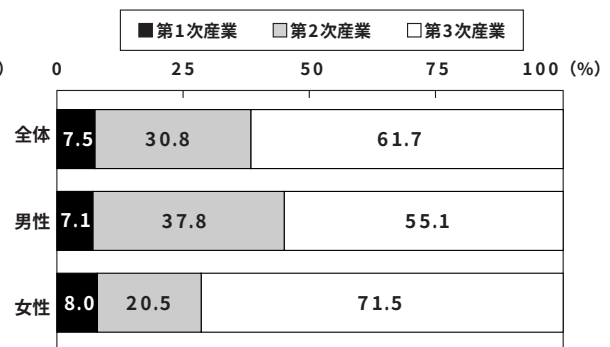
②労働

本町の産業構造は、男女とも第3次産業へ従事する割合が高くなっています。しかし、第1次産業就業者が占める割合は県全体と比較するとおよそ2倍となっています。

産業別就業者数（城里町）



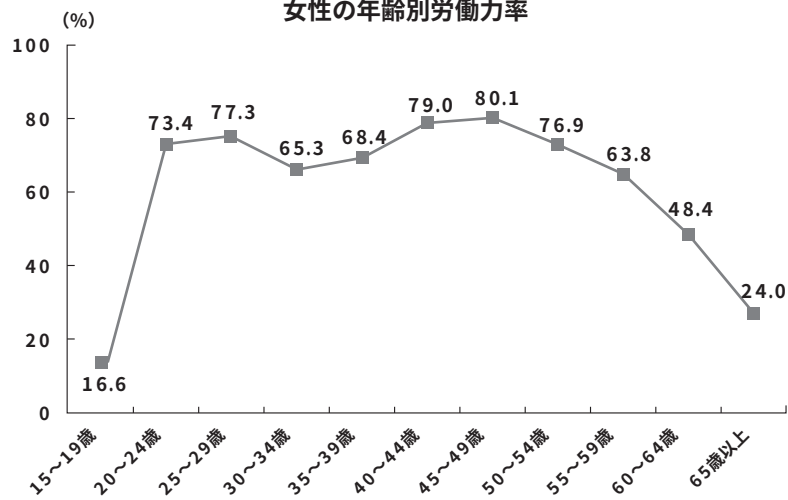
産業別就業者数（茨城県）



資料：「国勢調査」平成17年

女性の労働力率は、30～34歳で谷を描くいわゆる M 字型カーブとなっています。

女性の年齢別労働力率

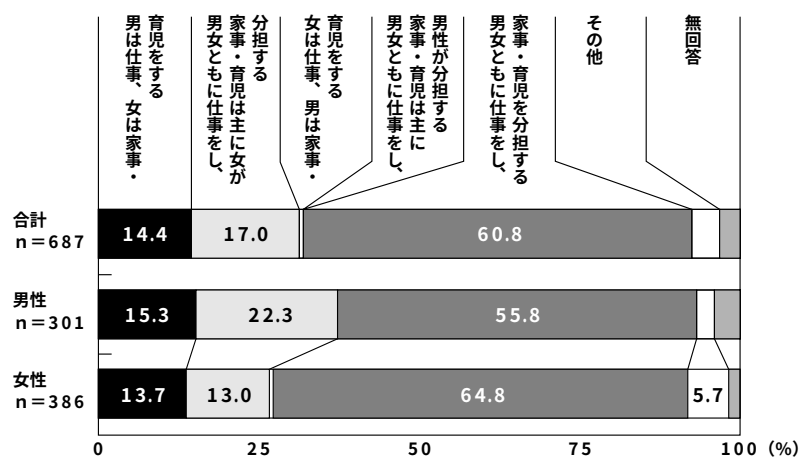


資料：「国勢調査」平成17年

(2) 町民アンケートの結果から見た現状

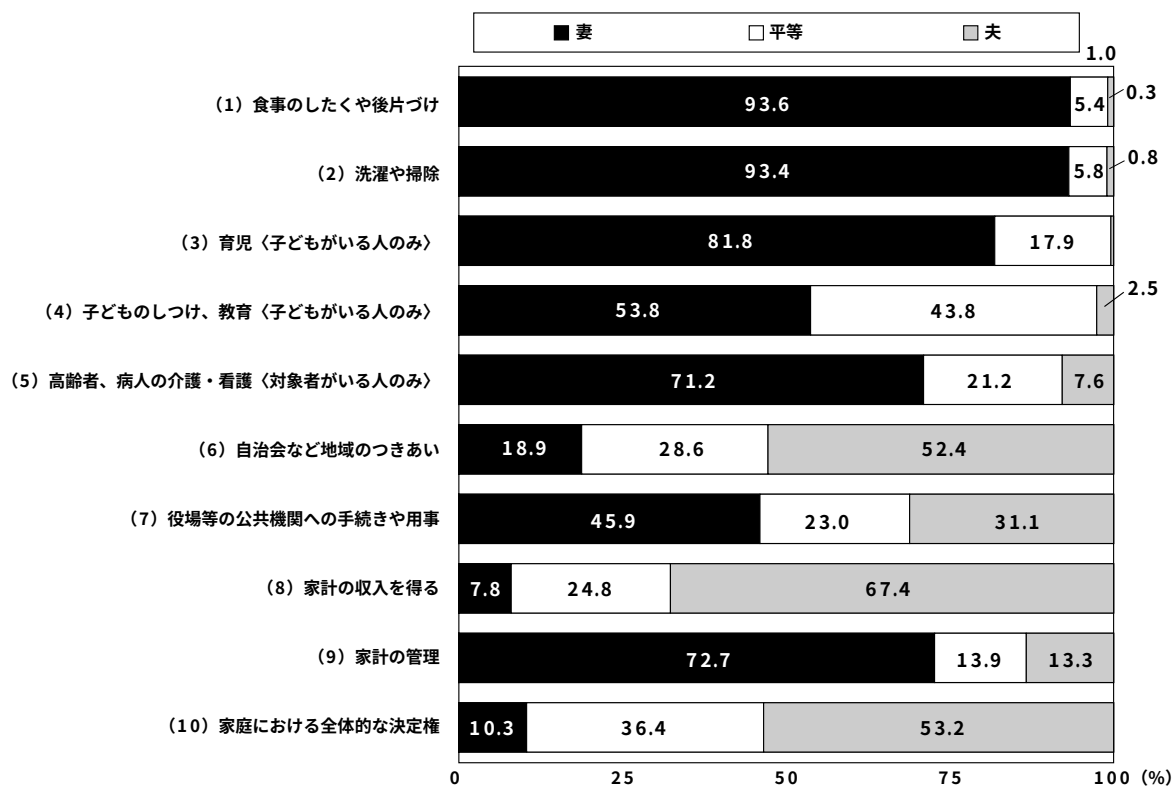
①性別役割分業意識

「男女ともに仕事をし、家事・育児を分担する」と考える人が全体の6割です。「男女ともに仕事をし、家事・育児は主に女が分担する」とする人は、女性より男性に多くなっています。



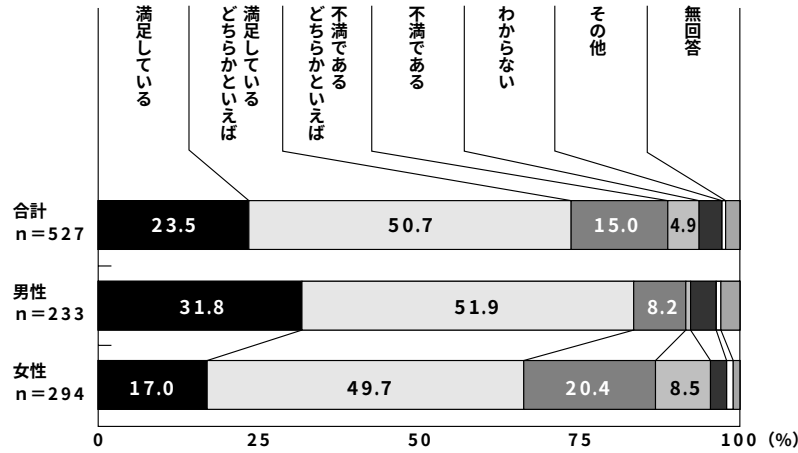
②夫婦の役割分担の実態と満足度

食事、洗濯・掃除、育児、介護、家計の管理については、ほとんどの人が「妻」、子どものしつけ・教育については「平等」に分担する人がおよそ半数でした。一方、「夫」は地域のつきあい、家計の収入を得る、全体的な決定権を担っている割合が多くなっています。



このように家庭で役割が分担されていることについて、「満足している」「どちらかといえは満足している」が全体の7割強を占めます。

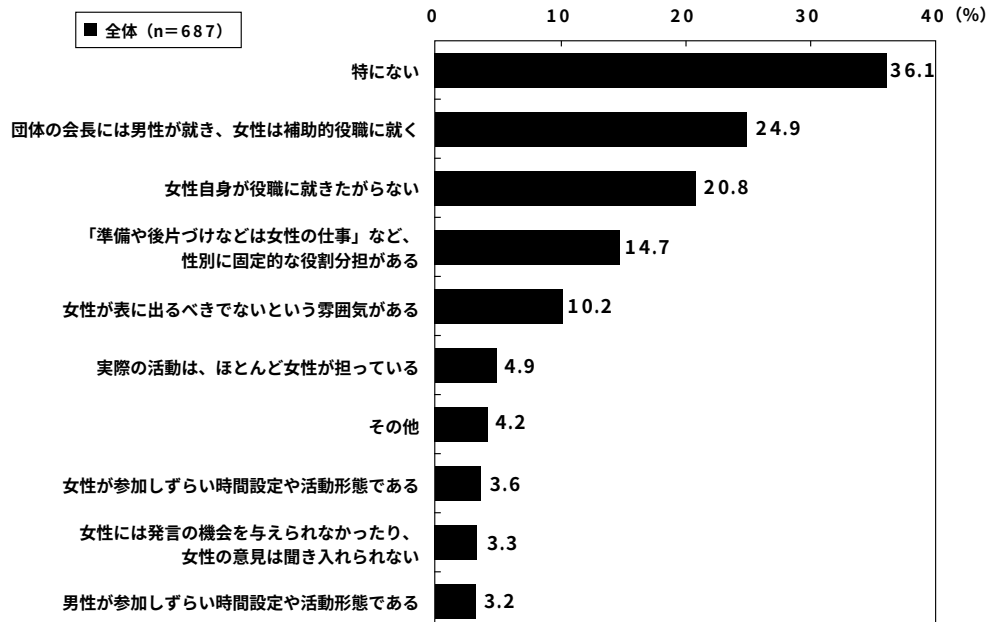
女性は男性より「満足している」が少なく、「不満である」が多くなっています。

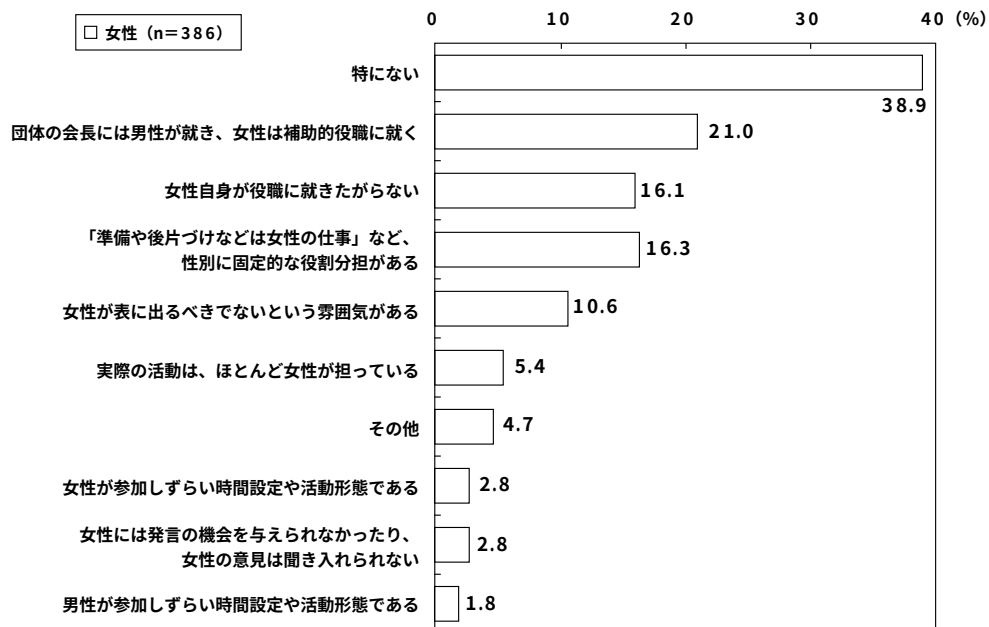
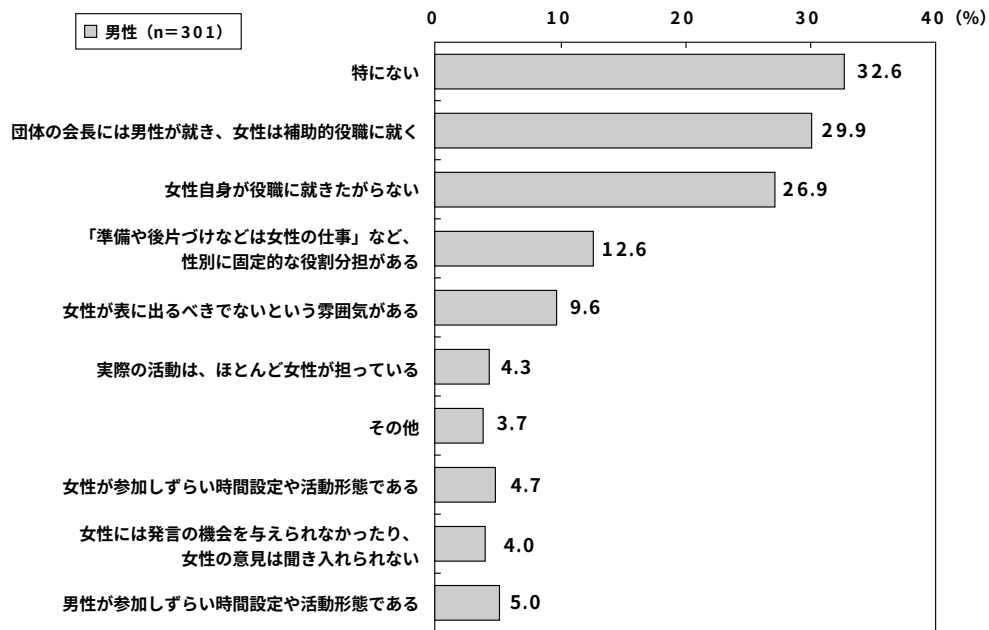


③地域の慣習

性差別的な慣習については「特にない」が最も多く、次いで「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く」「女性自身が役職に就きたがらない」と続きます。

特に「女性自身が役職に就きたがらない」は、女性より男性からの回答が多くなっています。



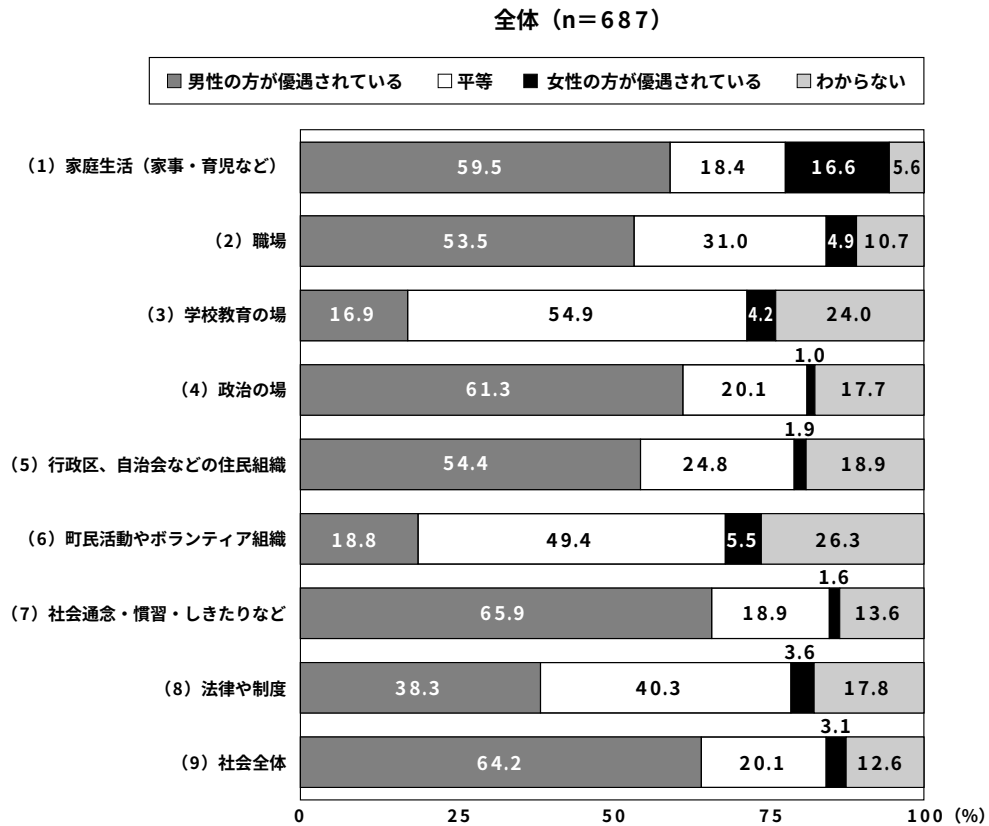


④男女の地位の平等感

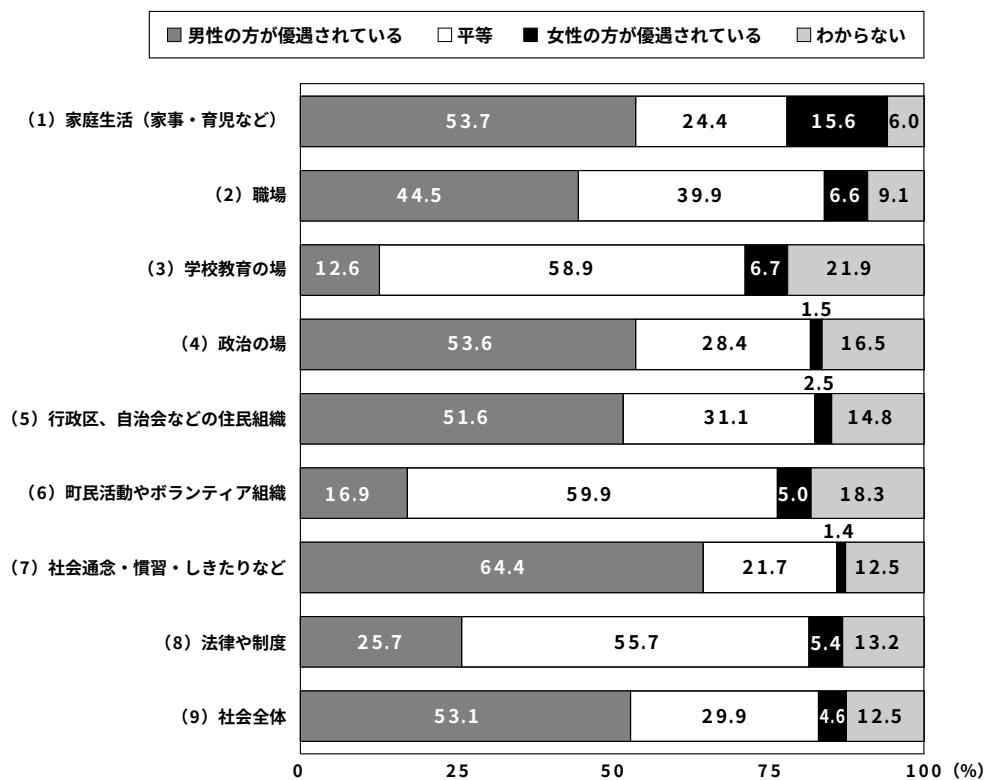
「学校教育の場」「町民活動やボランティア組織」「法律や制度」は、平等であるとする人が全体の半数またはそれ以上を占めています。男性優遇感が強いのは、「社会通念・慣習・しきたり」と「政治の場」「家庭生活」となっています。

「社会全体」でも、まだ64.2%の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。

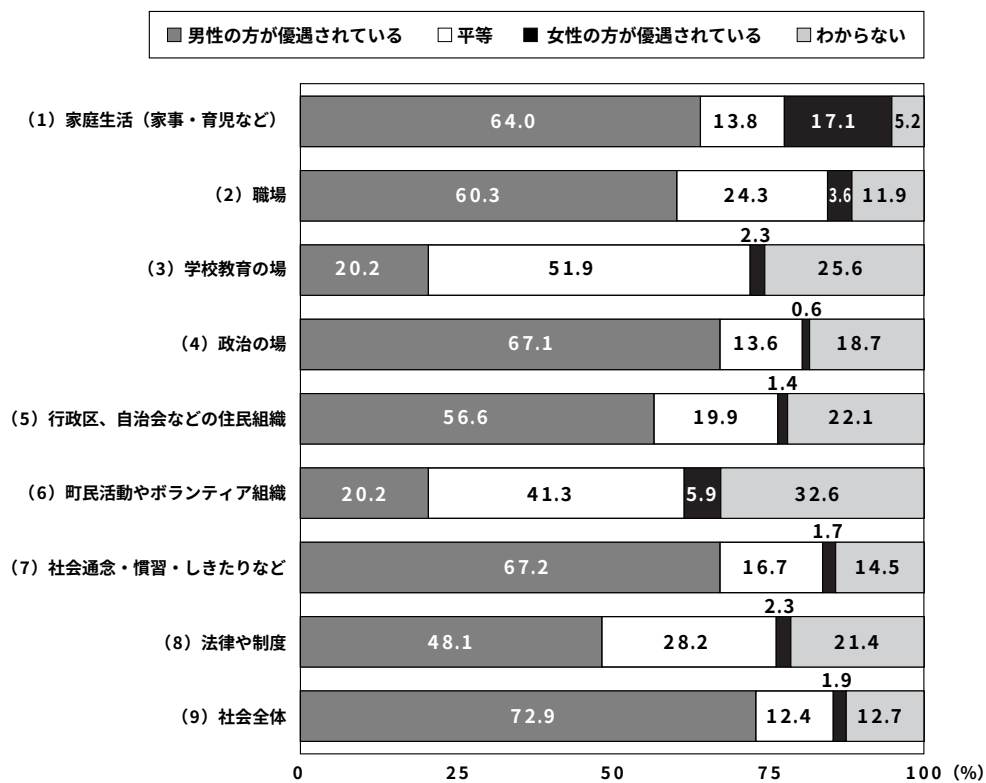
性別に見ると、男性より女性に「男性の方が優遇されている」とする人がすべての項目について多くなっています。



男性 (n=301)



女性 (n=386)



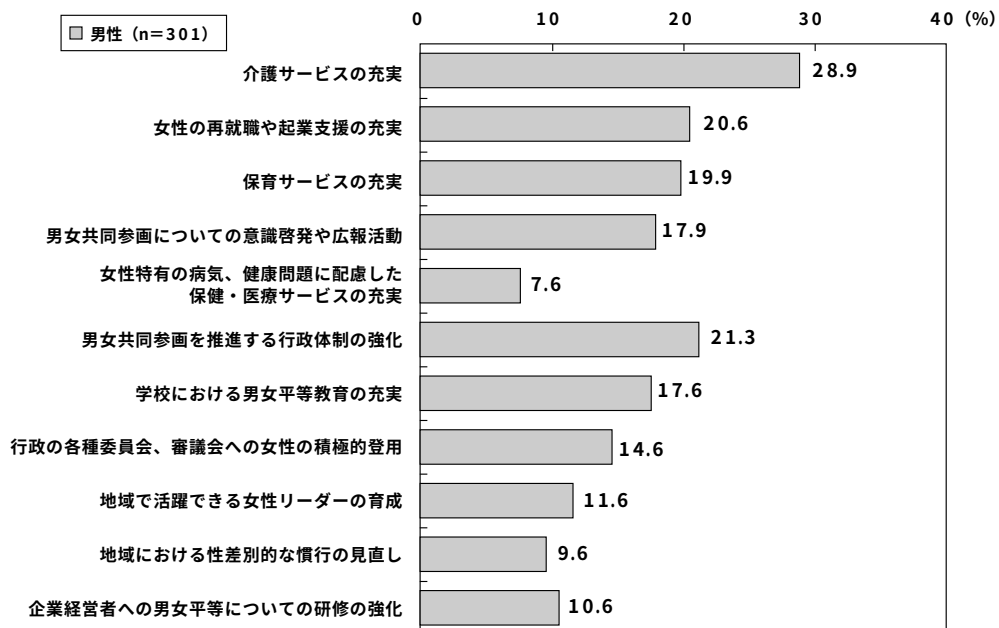
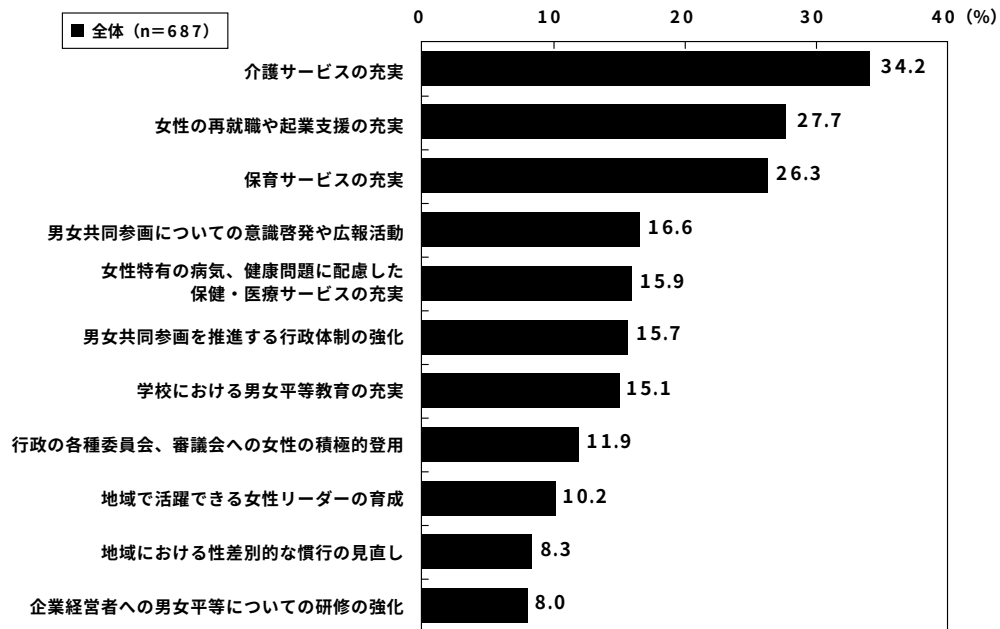
⑤希望する男女共同参画の施策

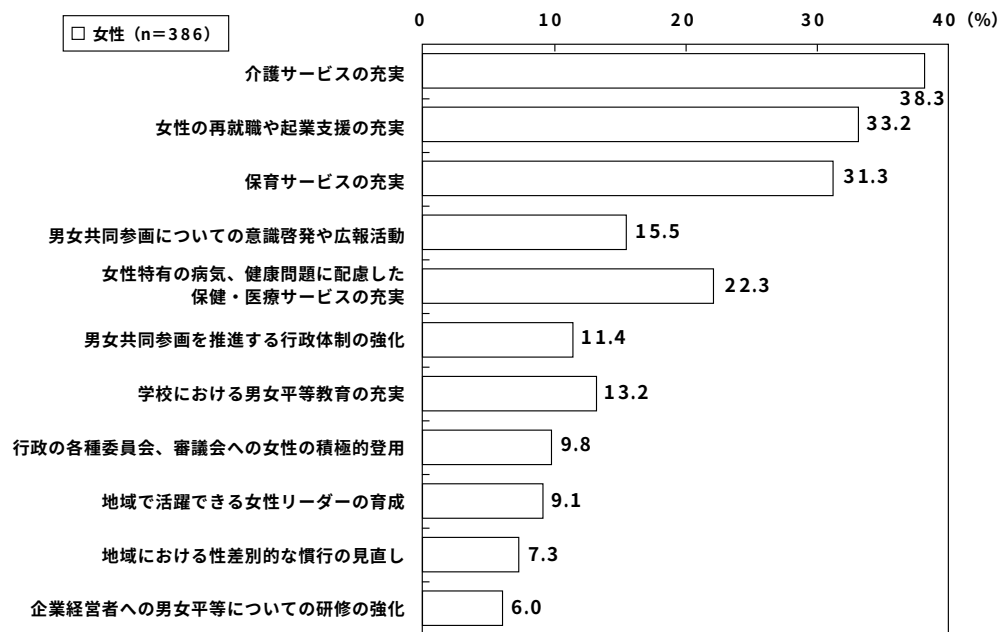
最も多いのは「介護サービスの充実」で、次いで「女性の再就職や企業支援の充実」「保育サービスの充実」「男女共同参画についての意識啓発や広報活動」の順となっています。

上位三項目に特徴的なのは、男性より女性からの要望が多く、その差がとても多いことです。さらに女性からは「女性特有の病気等に配慮した保健・医療サービスの充実」も特に多く挙がっています。

男性は、「男女共同参画を推進する行政体制の強化」への要望が女性に比べて多いほか、「行政の各種委員会、審議会等への女性の積極的登用」や「企業経営者への男女平等についての研修の強化」といった行政や企業に向けた対策への要望が、女性に比べて高くなっていることがわかります。

希望する男女共同参画施策（上位11項目）





第2章

計画の基本的な考え方

1. 策 定 の 趣 旨

日本国憲法において、個人の尊重と男女平等の理念がうたわれ、男女平等の実現に向けた第一歩を踏み出して以来、半世紀余りの間に、わが国では国際社会の影響を受けながら、男女平等の実現に向けて様々な法制度が整備されてきました。その結果、法律や制度上での男女平等は大きく前進してきました。

しかし現実には、長い歴史の中で培われてきた「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識をはじめとする性差別の意識、それに基づく制度・慣習などが、私たちの生活の中には深く浸透しています。こうしたことは、女性だけでなく男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、独自の個性を発揮する上での障害となってしまうことがあります。

そればかりでなく、社会は大きく変化しており、男女平等が実現されていないことによって様々な社会的な問題も生まれてきています。そうした変化への対応や問題の解決には、「女性も男性も一人ひとりがその個性・創造力・価値観をあらゆる機会に発揮できる、豊かさと活力に満ちた男女共同参画社会の形成」が不可欠であり、そうしたことから、男女共同参画の実現は、わが町全体の目指すべき方向でもあるといえます。

町の最上位計画である第1次城里町総合計画では、まちづくりの基本理念に「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を掲げており、この基本理念を実現するための主要施策の一つとして「人権尊重と男女共同参画社会の推進」を掲げています。

そのため、本プランは、第1次城里町総合計画の基本理念を実現するための部門計画として、男女共同参画社会の形成への基本理念を示し、将来に向かっての取組みを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。



2. 本計画が目指すもの

(1) 基本理念

「^{ひと}男と^{ひと}女がともに輝くまち しろさと」

(2) 基本的な視点

基本理念に基づき、この計画では、以下の4つの視点を計画全体の基盤となる考え方としています。

① 男女共同参画は、人権の一つです

男女共同参画は個人の人権尊重を基盤とするものであり、障害者・外国籍の人・高齢者・子どもなどの人権とも密接に関連しています。総合計画にもあるように、男女共同参画を人権の一つとして尊重し、取り組んでいきます。

② 男女共同参画は、まちづくりの一環です

“性別にとらわれず一人ひとりがのびのび・いきいきと暮らせることが町全体の活気・元気につながる”こと、すなわち「男女共同参画＝まちづくり」であると考えます。

③ 男女共同参画は、慣習や制度も見直します

個人や家庭での意識の变革も大事ですが、それ以上に、制度や慣習の中の不平等や不公平を正していくことが重要です。直接的な性差別ばかりでなく、意図的ではなくとも、結果的にどちらか一方の性を優遇もしくは排除するような仕組みや経過をもつ間接的な性差別についても、できるだけ配慮して見直す視点を持ちます。

④ 男女共同参画は、みんなで取り組みます

原則として本計画は行政計画であるものの、男女共同参画は町民の役割や行政との協働による部分も大きく、そうしたことから社会計画であるともいえます。行政が率先的に取り組みを行うとともに、地域の男女共同参画に取り組む個人や団体との連携支援、計画の評価・進行管理を実施する組織の立ち上げといった、「推進」の部分において町民との協働を重視していきます。

(3) 基本目標

基本理念と基本的な視点を踏まえ、以下を基本目標に定めます。

基本目標 1 人権尊重と男女平等の意識づくり

これまでの性別役割分業の解消や、固定的な性の枠組みにとらわれず、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できるよう、男女が互いの人権を尊重する意識づくりに取り組む必要があります。

男女共同参画の正しい理解を促す学校教育や生涯学習とともに、日常の生活で触れる様々な情報を男女平等の視点に配慮したものとする、地域社会の性差別的な慣行・慣習やしきたりの見直しなどによって、そうした意識が育くまれ、浸透していきます。

このように、「個人」と「地域」が男女の人権を尊重する意識を高めることを、1つめの目標とします。

基本目標 2 男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり

地域や企業、行政などあらゆる分野での意思決定には、男性も女性も、さらに生活経験や背景の異なった多様な人たちが参画することによって、より町民の生活実態にあった政策・方針を反映させることができます。

また、男女ともいきいきと働きながら、家庭生活や趣味も楽しむ豊かな人生を送る権利を持っています。そのためには、働く場での性差別を解消すること、男女とも仕事と家庭生活・地域活動などの他の活動との両立ができる機会をつくることが求められます。

このように、男女が平等にあらゆる分野にあたり前に参画できるまちにすることを、2つめの目標とします。

基本目標 3 男女共同参画の 社会環境づくり

少子・高齢型社会と核家族化が進行し続けるなかで、育児・介護・看護を女性のみ役割とし、支えることを前提とした仕組みから脱却し、男性の参画促進、地域社会や行政の支援の強化によって、子ども、高齢者、障害者、またケアをする人も含めたすべての人がいきいきと暮らしていける環境を整備しなければなりません。

また、ライフサイクルに応じた適切な健康支援や、男女が互いの性を人権として尊重し、正しい知識を身につけることなどを通じて、身体的・精神的・社会的に健康な生活を送れるようにしなければなりません。

さらに、女性の人権を侵害し、尊厳を傷つけるドメスティック・バイオレンス³や性犯罪などの女性に対する暴力をはじめ、児童虐待や高齢者に対する虐待など、あらゆる暴力行為の防止には緊急に取組まなければなりません。

このように、男女平等の視点で総合的に福祉・健康・人権の問題をとらえ、すべての男女が豊かで安心して暮らせる社会環境づくりに取り組むことを、3つめの目標とします。

基本目標 4 男女共同参画を着実に推進する 体制づくり

男女共同参画の実現のためには、複雑で幅広い課題を総合的かつ体系的にとらえ、解決に向けた取組みを長期的に着実に積み重ねることが必要です。そのためには、行政が継続的に男女共同参画に取り組める体制づくりが欠かせません。また、計画の着実な推進と適切な進捗管理のほか、企業や地域団体なども含めたあらゆる分野の組織や町民と協働することが求められます。

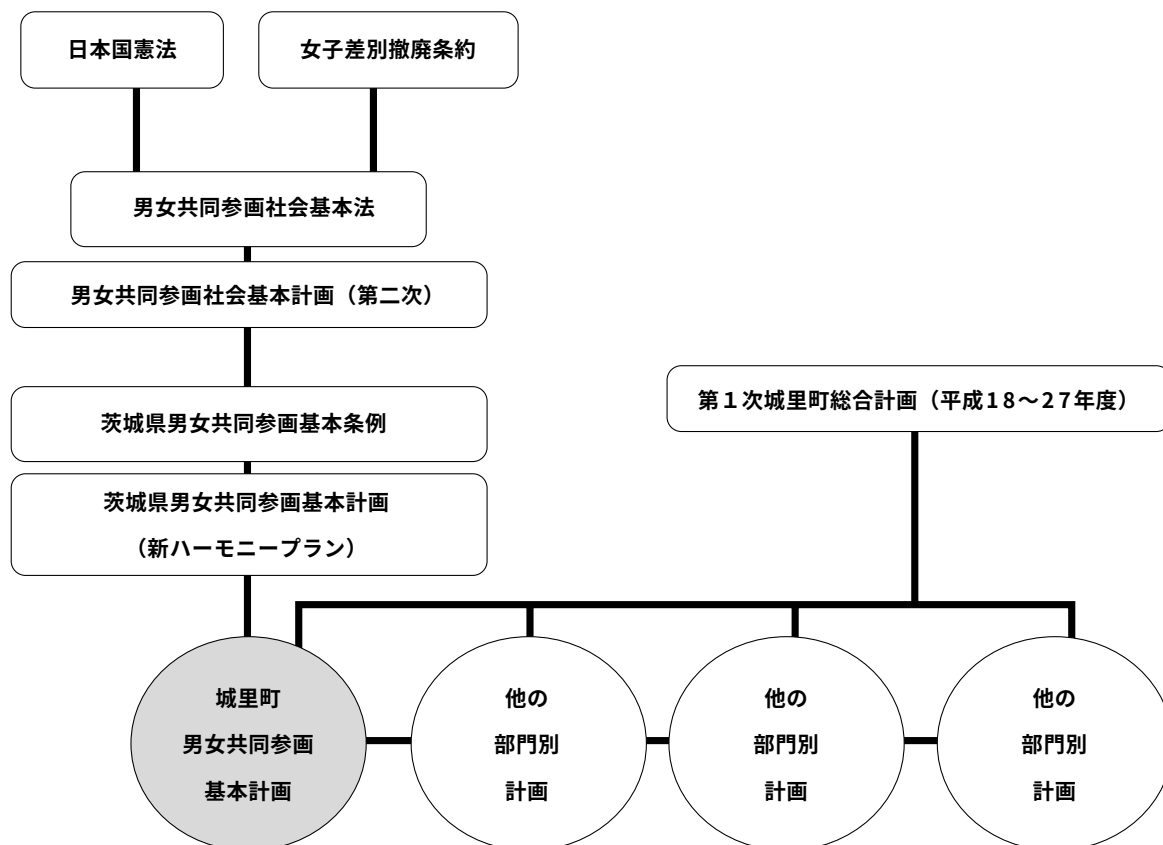
このように、行政が質的な政策の継続性を確保しながら、男女共同参画を着実に推進する体制・姿勢づくりが重要であり、これを4つめの目標とします。

³ ドメスティック・バイオレンス：女性、子ども、高齢者、障害者などの家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待など」をいう。女性問題としては、夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

3. 計画の概要

(1) 計画の性格と位置づけ

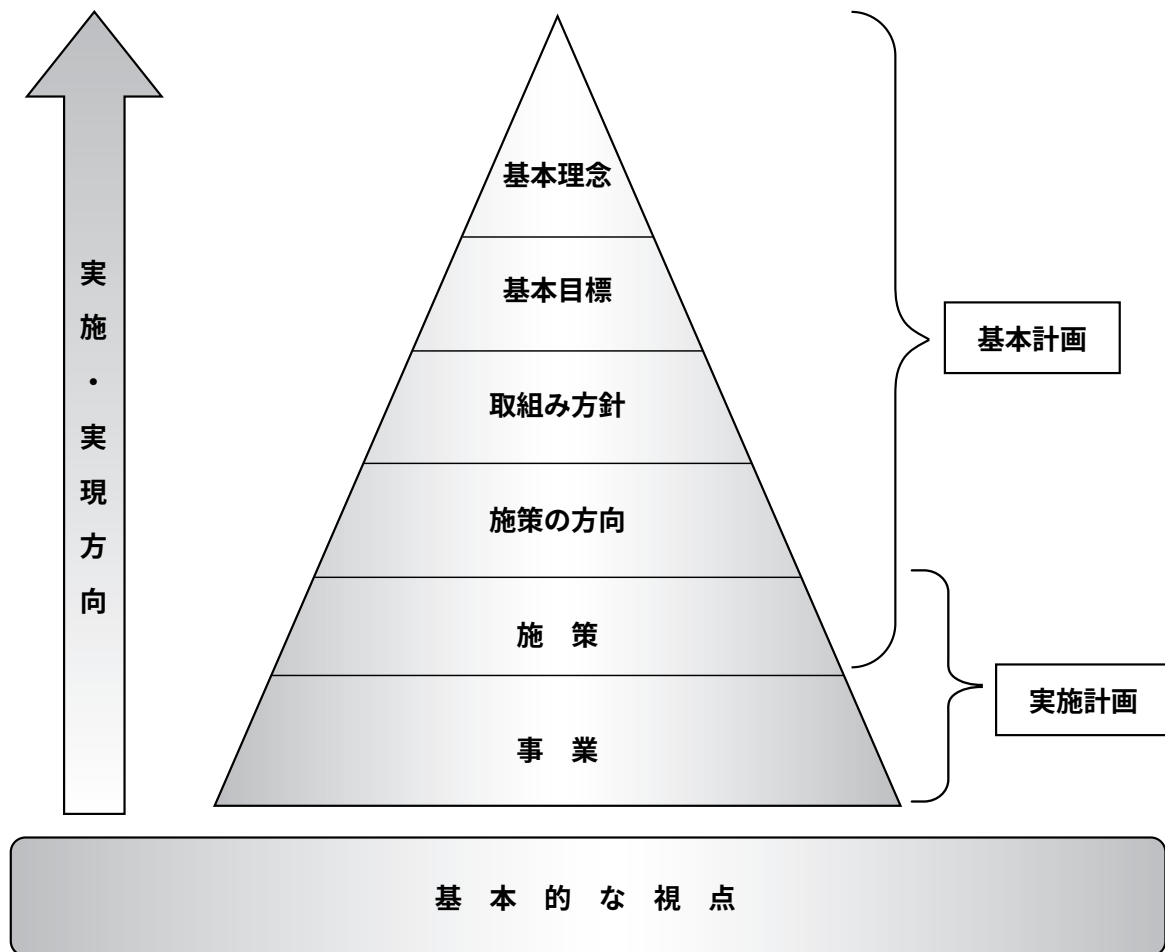
- ① この計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、「日本国憲法」における個人の尊重と法の下での平等、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「男女共同参画社会基本法」に根ざした計画です。
- ② この計画は、第1次城里町総合計画との整合性を図るとともに、他の個別計画とも密接な関連を持っています。
- ③ この計画は、「男女共同参画社会の形成」に向けた総合的な取組みを明らかにしています。また、行政はもちろんのこと、町民、民間団体、企業がそれぞれ主体的に取組むことによって推進されるものです。
- ④ 本計画の策定にあたっては、平成18年に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」結果を反映するとともに、男女共同参画プラン策定委員会及び、男女共同参画プラン策定ワーキングチームによる議論を経て策定しました。



(2) 計画の構成

この計画は、「基本理念」を達成するため基本目標、取組み方針、施策の方向、施策、事業から成り立っています。基本理念から施策までが基本計画（本計画）、施策から事業は実施計画という構成になっています。

基本理念の実現のための方策として基本目標以下の項目を導き出すことで計画が体系づけられており、推進の際は、下位項目が実施されることにより上位項目が実現していく流れとなっています。いずれの場合も、基本的な視点は根底に置かれています。



(3) 計画の期間

この基本計画は、平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5年間を計画期間とします。実施計画は、平成19年度（2007年度）から平成21年度（2009年度）までの3年間とし、毎年ローリング方式で評価・見直しを行います。

なお、今後の社会経済情勢の変化や町民のニーズに柔軟に対応していくために、必要に応じて適宜、見直しを行います。

第3章 基本計画

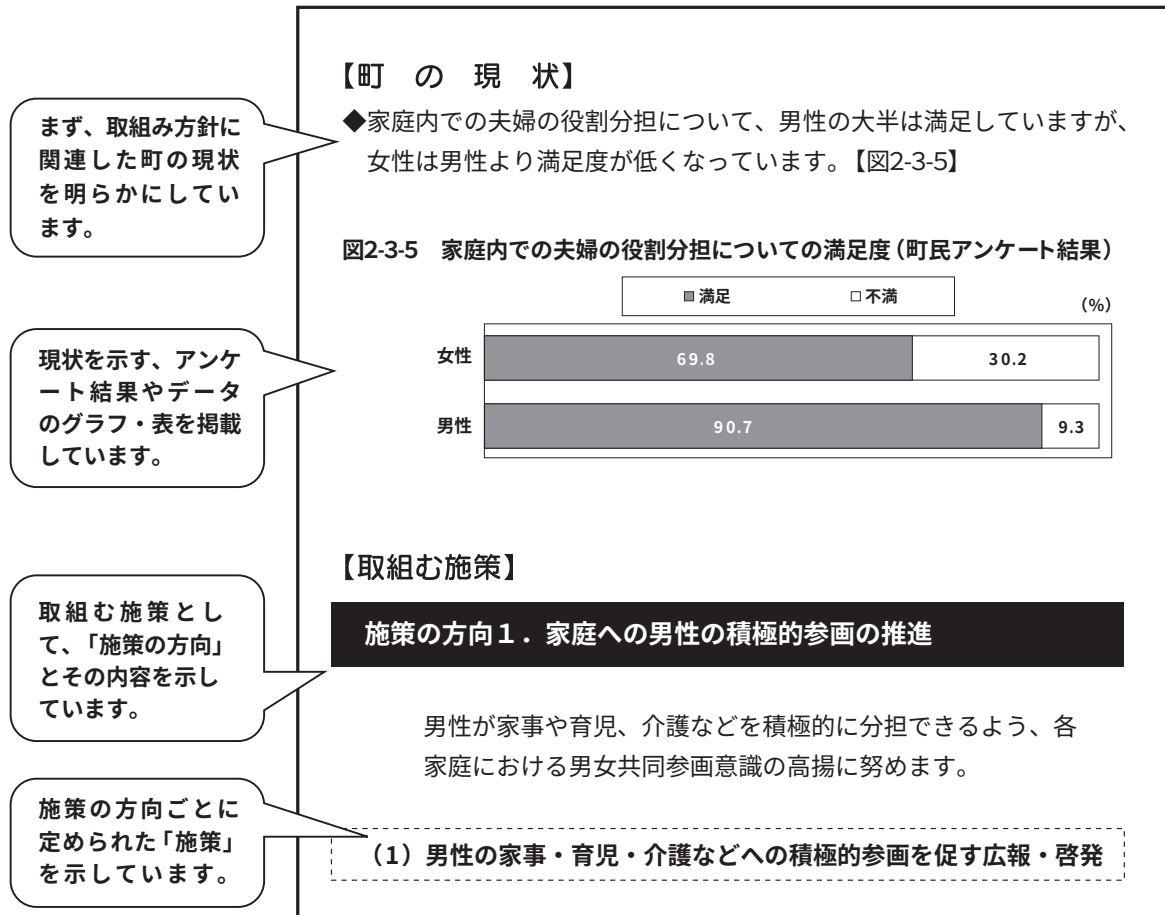
体 系 表

基本理念	基本目標	取 組 み 方 針	施 策 の 方 向
男（ひと）と女（ひと）がともに輝くまち しるさと	1 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 男女共同参画社会の視点からみた慣行や仕組みの見直し	1 広報、啓発活動の推進 2 定期的な意識調査などによる実態の把握
		2 男女平等教育の推進	1 生涯学習の推進 2 教育・保育の推進 3 地域活動における意識の改革 4 行政組織における意識の改革
		3 人権を尊重し、認め合う個々の意識の醸成	1 情報における人権の尊重
	2 男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり	1 男女がともに世代を超えて参画できる地域社会づくり	1 政治・行政・企業・団体における女性参画の促進 2 人材の育成と活用
		2 男女がともに就業できる場や機会の創出と拡大	1 雇用における男女共同参画の推進 2 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進 3 仕事と家庭生活の両立支援
		3 家庭や地域の中で男女がともに役割を担い、活動できる社会の推進	1 家庭への男性の積極的参画の推進 2 子育て支援の促進 3 介護・介助支援の促進 4 地域活動などへの参画促進
	3 男女共同参画の社会環境づくり	1 生涯を通じて安心して暮らせる社会の確立	1 保健・医療・福祉サービスの充実 2 高齢者への支援 3 障害者への支援 4 ひとり親家庭への支援
			1 安心して暮らせる社会支援 2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立と支援 3 女性の生涯にわたる健康支援 4 男性の心身の健康支援 5 職場における健康支援
			1 暴力を許さない意識と環境づくり 2 ドメスティック・バイオレンスへの対策 3 児童虐待の予防と対策 4 高齢者に対する虐待の予防と対策 5 セクシュアル・ハラスメントなどへの対策
		2 男女がともに健康で明るい生涯を送るための環境づくり	
	4 男女共同参画を着実に推進する体制づくり	1 情報提供と相談苦情の受け付け体制	
		2 計画の進捗や実現性の確保と管理の実施	
		3 多様な人と組織の連携による推進	

基本計画の見方

基本計画では「基本理念」から「施策」までについて掲載しています（第2章3（2）計画の構成を参照）。各施策に基づいて実施される個別事業については、実施計画として別にまとめています。

なお、計画書は取組み方針ごとに次のような構成となっています。



基本目標

1

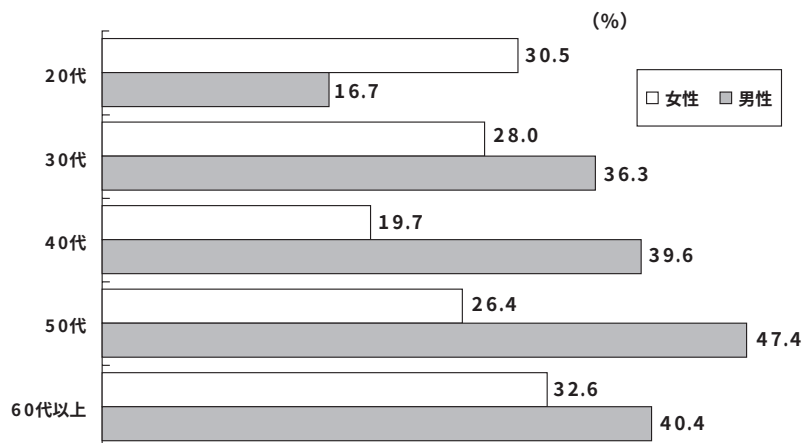
人権尊重と男女平等の意識づくり

取 組 み 方 針 1 男女共同参画社会の視点からみた慣行や仕組みの見直し

【町 の 現 状】

- ◆町民アンケートの結果によると「男は仕事、女は家事・育児をする」といった性別役割分業に賛成する人は、全体のおよそ3割で、「すべてを男女平等に分担すべき」とする人よりは少なくなっています（第1章2を参照）。しかし、性別役割分業に賛成する人は、年代が高くなるほど多くなり、特に男性にその傾向がはっきりと表れています。【図1-1-1】
- ◆地域での性差別的な慣習や慣行は特に目立ちませんが、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く」「性別に固定的な役割分担がある」などの性別役割分業意識に基づいた慣習が、まだ残っています。【図1-1-2】
- ◆また、社会通念・慣習・しきたりなどにおける不平等感については、家庭生活や職場などでの不平等感よりも格段に強くなっています（第1章2を参照）。特に「男性の方が優遇されている」と感じている人は男女を問わず多いようです。【図1-1-3】
- ◆これら社会での性別役割分業意識やそれに基づいた制度や慣習により、「男女が多様な生き方を選択できていない」と感じている人が全体の半数以上います。年代別に見ると、特に30代から40代にそのことが強く感じられており、50代や60代以上では感じ方に差がみられます。【図1-1-4】

図1-1-1 年代別に見た性別役割分業意識（町民アンケート結果）



注) 「男は仕事、女は家事・育児をする」
「男女ともに仕事をし、家事・育児は主に女が分担する」と回答した人の割合で、
無回答を除く

図1-1-2 地域での性差別的な慣習や慣行（町民アンケート結果）

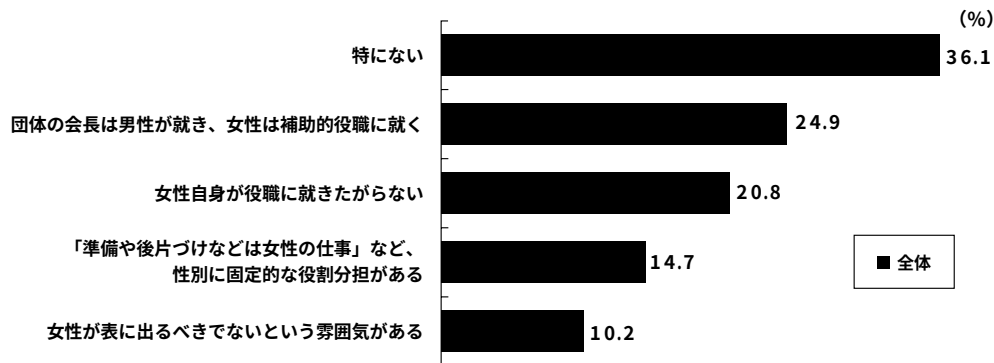


図1-1-3 社会通念・慣習・しきたりなどにおける平等感（町民アンケート結果）

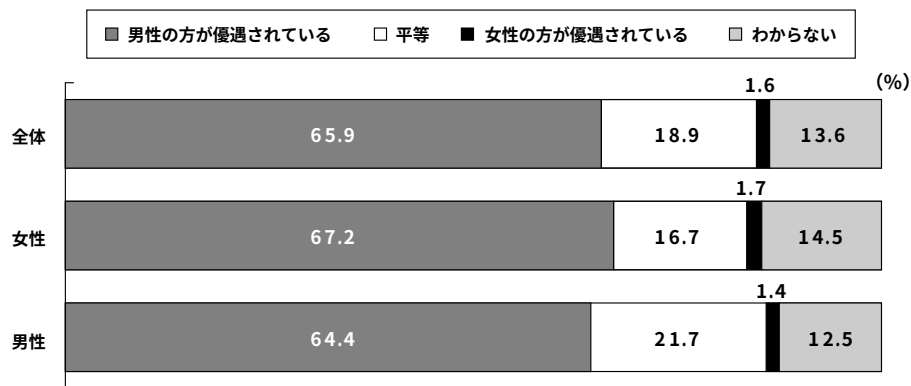
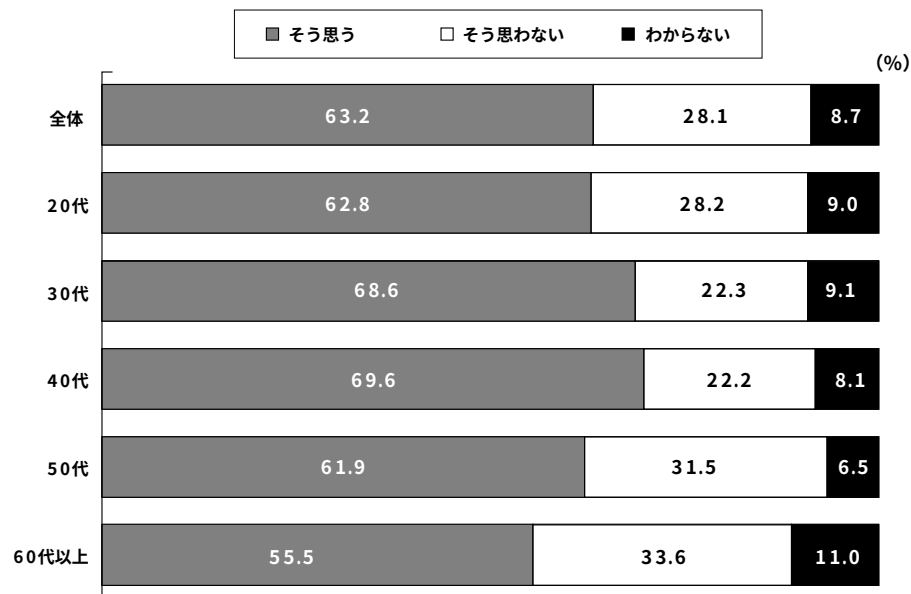


図1-1-4 「社会の意識やそれにもとづいた制度や慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていない」と思うか（町民アンケート結果）



注) そう思うは、「そう思う」「どちらかというと思う」の計
 そう思わないは「そう思わない」「どちらかというと思わない」の計

【取組む施策】

施策の方向 1. 広報、啓発活動の推進

将来に向けてよりよいまちづくりを進めていくためには、男女についての固定観念、特に性別役割分業意識を解消しなければなりません。そのため、男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進し、性別役割分業意識に基づいた社会慣行やしきたりを男女共同参画の視点から見直します。

(1) 「城里町男女共同参画基本計画」の広報、普及

(2) 家庭・地域・職場における啓発

施策の方向 2. 定期的な意識調査などによる実態の把握

的確な意識改革と慣習の見直しを行うためには、町民の男女共同参画に関する意識や実態を正しく把握する必要があります。そのため、定期的に意識調査を実施し、各種施策の推進に活用します。



取 組 み 方 針 2 男女平等教育の推進

【町 の 現 状】

- ◆これまで町が実施してきた生涯学習講座の参加率や図書館の利用実績を見ると、圧倒的に「男性」の参加・利用が少ないことがわかります。【表1-2-1】
- ◆町民アンケートの結果によると、学校教育における男女平等感が高く、半数以上の人々が「平等」と感じています。【図1-2-1】
- ◆町内小中学校における男女共同参画教育の取り組み状況については、男女混合名簿を小学校6校、中学校2校で実施していますが、男女平等教育担当者を配置したり、具体的に教育カリキュラムを組んでいる学校はありません。【表1-2-2】
- ◆町立学校等の教員の性別割合を見ると、保育所・幼稚園の教員は「女性」のみとなっています。中学校の教員の男女比は半々となりますが、管理職になると小中学校ともに大半が「男性」で占められています。【図1-2-2】
- ◆一方、町民アンケートの結果によると、行政区、自治会などにおける男女平等感は低く、「男性が優遇されている」と多くの人々が感じています。ただし、男性よりも女性の方が「平等」だと感じる人が少ないことから、男女間で感じ方の違いが表れています。【図1-2-3】

表1-2-1 性別で見た生涯学習活動への参加度

	生涯学習講座参加者		桂図書館利用者実績	
	実数（人）	割合（%）	実数（人）	割合（%）
女 性	3,582	77.8	183,418	66.3
男 性	1,021	22.2	93,260	33.7
計	4,603	100.0	276,678	100.0

注）平成17年度実績。教育委員会、桂図書館調べ

図1-2-1 学校教育における平等感（町民アンケート結果）

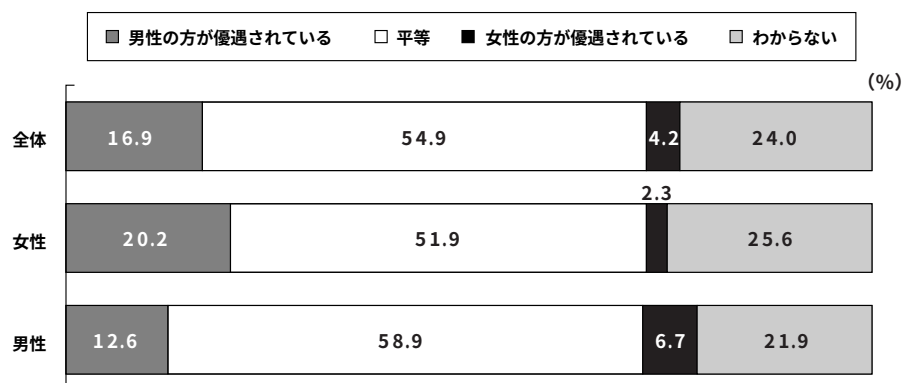
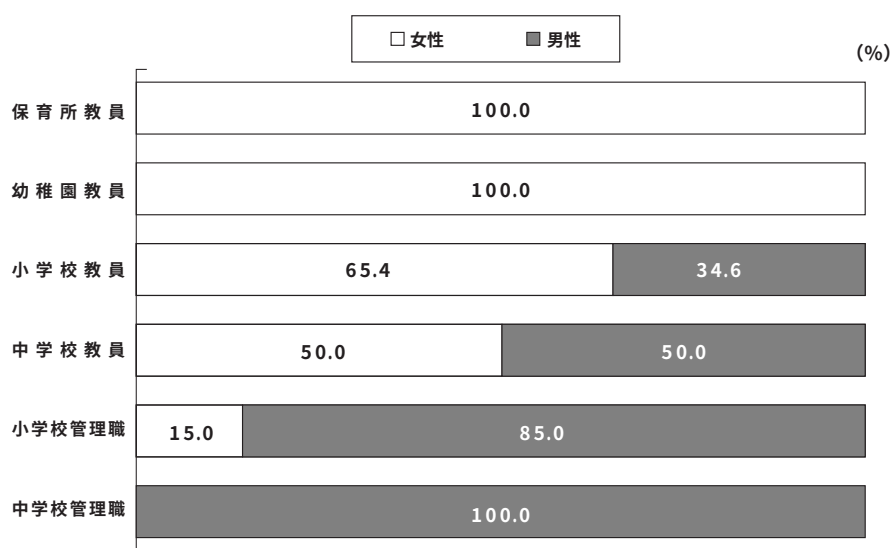


表1-2-2 町内学校における男女共同参画教育の取組み状況

	小学校 (全10校)	中学校 (全3校)
男女の混合名簿の実施	6校	2校
男女平等教育担当の有無	0校	0校
男女共同参画に関する教育カリキュラム実施状況	0校	0校

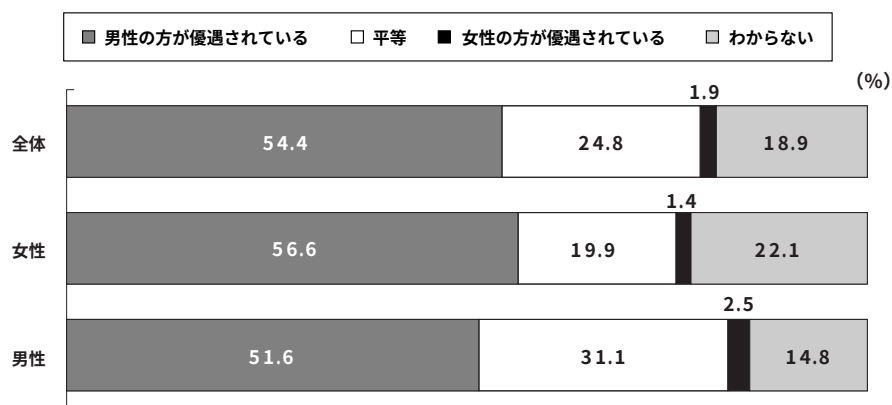
注) 平成18年6月現在。教育委員会調べ

図1-2-2 町内学校の教員性別割合



注) 平成18年6月現在。教育委員会、健康福祉課調べ

図1-2-3 行政区、自治会などの住民組織の平等感（町民アンケート結果）



【町民アンケートの自由意見から】

自治会などで酒が入ると必ず、普通の女性にはついていけないような、性的話題がでる。これは町で介入しても解決不可能で、小さい頃からの大人の生き方が問題だと思うので、小さい頃からの人権についての教育が大事だと思う。(女性 /60代以上)

男女共同参画とは何か。現代の若者は男女の区別なく振舞っている様に見える。昔の封建主義の名残で、年配者は「女のクセに」等と言う事もある。このような年配者を対象に町主導の講習会等を開催し、徹底して意識の改革が必要。町職員も沢山いる事から、土、日曜日等に催し、これに代理休暇を与える事は可能な筈。(男性 /50代)

【取組む施策】

施策の方向 1．生涯学習の推進

男女共同参画の意識を高めていくためには、教育や学習にその視点を取り入れていくことが重要です。そのため、現在実施されている生涯学習講座に男女共同参画を学習する講座を設けます。また、男性の参加者が少ないことから、講座の開催にあたっては、男性が参加しやすいような時間帯に開催するなど配慮します。

(1) 生涯学習の充実

(2) 家庭・地域における教育の充実

施策の方向 2．教育・保育の推進

学校教育においては、男女平等に関する意識や参画への意欲を幼い頃から育てることが大切であり、就学前教育の役割はきわめて大きいと考えられます。それには、教育者・保育者の男女共同参画への理解が不可欠です。そのため、教育者・保育者に対し男女平等の意識を高める研修の機会の充実を図ります。また、学習カリキュラムや学校運営に男女平等の視点を積極的に取り入れることで、児童・生徒への男女平等教育をより浸透させていきます。

(1) 教育者・保育者への研修の充実

(2) 男女平等の教育・保育の充実

(3) 性別にとらわれない個性と能力を生かす進路指導

施策の方向 3. 地域活動における意識の改革

行政区や自治会活動などの地域活動においては、女性の活躍の場がさらに広がるよう働きかけていくとともに、男女共同参画についての講座を設けるなど意識改革を推進します。

(1) 地域活動における女性リーダーの登用の促進

(2) 男性の意識改革の推進

施策の方向 4. 行政組織における意識の改革

町職員に対しては、率先して男女共同参画についての研修会等の機会を設け、意識高揚に努めます。

(1) 町職員の意識の改革



取組み方針 3 人権を尊重し、認め合う個々の意識の醸成

【町の現状】

◆町民アンケートの結果によると、「女性が男性と対等・平等に扱われない」あるいは、「女性の人権が尊重されていない」と感じる人が全体の1割程度です。しかし、男女別に見ると「男性」より「女性」の方が差別を感じたことのある人が多いことがわかります。【表1-3-1】

◆男女共同参画社会の実現のために町が力をいれるべき施策について、全21項目の上位に「意識啓発や広報活動」が挙げられています。このことから、町が積極的に男女共同参画に関する広報をしていくことへの町民の期待の高さがうかがえます。【表1-3-2】

表1-3-1 女性の人権が尊重されていないと感じること（町民アンケート結果）

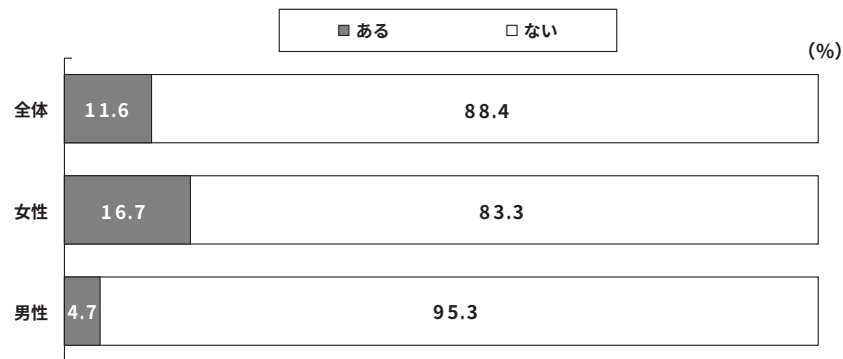
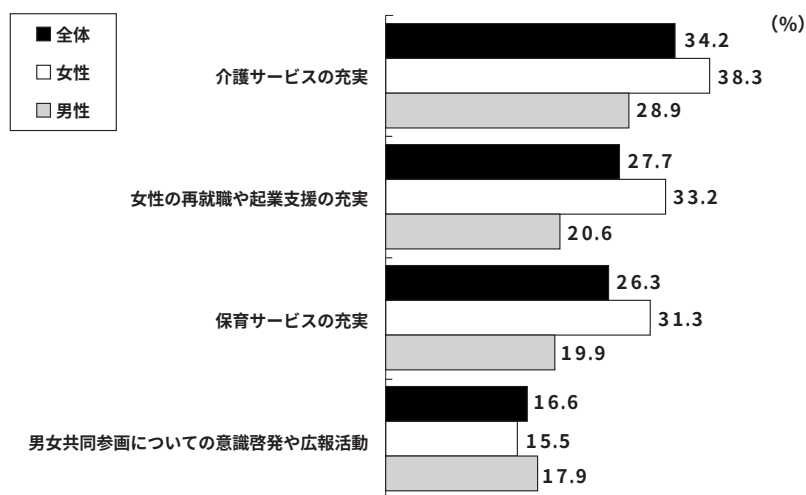


表1-3-2 男女共同参画のために求められる施策－上位4位－（町民アンケート結果）



【町民アンケートの自由意見から】

結婚したら、ほとんどの女性が、嫁いで一男性の姓になるという、古くからの慣習。またそれが当たり前と思われている考え方。（女性 /40代）
自治会の集まりで「だんなさんは？」と聞かれて困った。氏名の欄を書くとき夫がいない人は困ります。その時は名前はどちらの名前かと聞いてほしい。もっと気づきを！（女性 /40代）
男性の発言に問題を感じる。（性的発言等）（女性 /20代）
長い間の習慣で。心の中にあると思われる特別の差別をしているつもりは無いが、自然にってしまう。（男性 /50代）

【取組む施策】

施策の方向 1. 情報における人権の尊重

計画の基本的視点①にあるように、男女共同参画は人権の一つです。

「男らしさ」や「女らしさ」への個々の考え方の違いを超え、男女が互いにかけてえのない人間として尊重できるよう、人権教育の充実を図ります。

また、人権意識を確かなものにしていくためには、メディアなどの情報にも注意を払わなければなりません。そのため、広報紙やホームページにおいて、性別にとらわれない表現に留意することはもとより、印刷物や各種報告書などにも、男女共同参画に留意した表現を徹底していきます。

（1）人権教育の充実

（2）行政が発信する情報における表現の留意

基本目標

2

男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり

取 組 み 方 針 1 男女がともに世代を超えて参画できる地域社会づくり

【町 の 現 状】

- ◆平成18年度の町職員の男女比は、およそ6対4です。管理職に登用された女性職員の数
は課長が2名、課長補佐が14名となっています。【表2-1-1】
- ◆委員会・審議会の女性委員比率は、平成14年以降わずかではありますが増加傾向にあり、
平成18年度には18.9%となりました。【表2-1-2】
- ◆自治会長452人のうち女性自治会長は27人、区長53人のうち女性区長は0人と、組織が大き
くなるほど女性役員の割合は低下する傾向にあります。【表2-1-3】
- ◆町民アンケートの結果によると、町政に女性の意見や視点が十分反映されていると感じて
いる人と感じていない人の数は男女を問わず、ほぼ半数となっています。【図2-1-1】
- ◆また、6割の人が、町の役職・公職に「さらに女性を増やす必要がある」としています。「現
状のまま」あるいは、「増やす必要がない」と考える人の4割を上回っています。【図2-1-2】

表2-1-1 女性職員の登用状況

		(人、%)				(人)	
男性	職員数	H17	H18	女性	職員数	H17	H18
	比率	162	149		比率	2	2
女性	職員数	59.3	58.7		職員数	18	14
	比率	111	105		比率	20	16
計		273	254	計		20	16

注) 各年4月1日現在。総務課調べ

注) 各年4月1日現在。総務課調べ

表2-1-2 委員会・審議会への
女性委員登用状況

	(人、%)				
	H14	H15	H16	H17	H18
地自法第180条の5	98	98	94	60	46
うち女性委員数	8	8	6	2	3
地自法第202条の3	448	433	411	339	340
うち女性委員数	63	64	67	63	70
女性委員比率	13.0	13.6	14.5	16.3	18.9

注) 各年3月31日現在。総務課調べ

表2-1-3 自治組織における女性役員の割合

	(人、%)		
	人 数	うち女性	比 率
区 長	52	0	0.0
自治区長	452	27	6.0

注) 平成18年4月1日現在。総務課調べ

図2-1-1 城里町政への女性の視点・意見の反映度（町民アンケート結果）

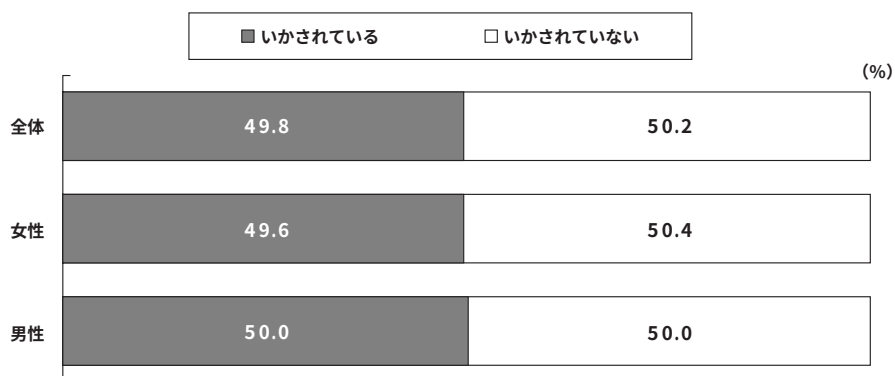
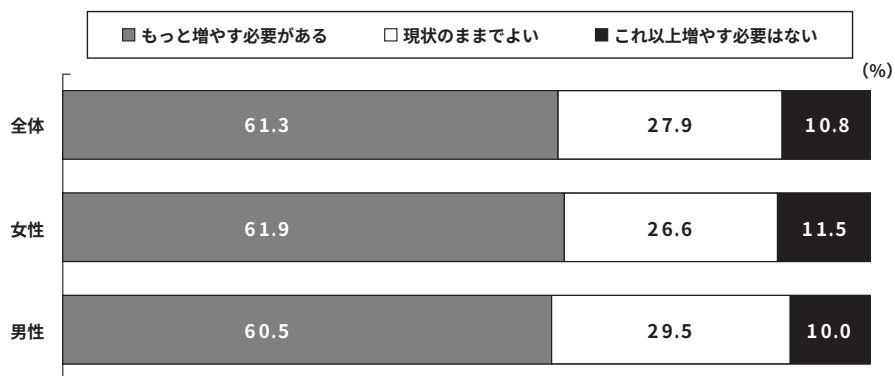


図2-1-2 町の役職や公職への女性の進出・登用について（町民アンケート結果）



【取組む施策】

施策の方向 1. 政治・行政・企業・団体における女性参画の促進

男女共同参画を実質的に推進していくためには、これまで男性で占められがちだった意思・方針決定過程への女性の参画を拡大していかなければなりません。

そのため、町の委員会・審議会での政策方針決定や行政機関での政策実行過程において、女性がさらに登用され、活躍できるよう機会を確保していきます。

(1) 政策への女性の意見反映の機会拡大

(2) 行政機関における女性の登用

施策の方向 2. 人材の育成と活用

女性自身が様々な場面において能力を発揮できるよう、女性教育に取り組むとともに、女性の学習活動を支援します。また、女性の人材発掘とその活用についても取り組みます。

(1) エンパワメントのための女性教育・学習活動

(2) 女性の人材発掘と活用



取組み方針 2 男女がともに就業できる場や機会の創出と拡大

【町の現状】

- ◆町民アンケートの結果によると、現在働いている人のうち、職場で「有給休暇や育児・介護休暇を取りにくい雰囲気」があると感じている人が、全体のおよそ4割に達しています。全体として明らかな性差別は少なくなっていますが、女性が働きやすい職場ばかりではないようです。町内の事業所については、県内他市町村の事業所よりも性差別は少ない傾向にあります。が、「女性だけが雑用を期待される」ことについては、町内の事業所の方が多いことがわかります。【図2-2-1】
- ◆また、職場での男女不平等感はまだ残っています。特に、男性より女性に不平等感が強いことがわかります。【図2-2-2】
- ◆仕事とその他の生活を両立させる上で、男女とも仕事の負担が大きいことにより、ゆとりがない人が多くなっています。
「家事の時間が十分でない」「家族の協力が得られない」という悩みは圧倒的に女性に多く、仕事と家庭との両立に悩み、負担となっているのは今も女性であることがわかります。【図2-2-3】
- ◆一方、農林商工等の自営業者や家族従業員は、雇用者とは別の労働上の悩みを抱えています。その悩みは多岐にわたりますが、男性の場合は「ボーナス・退職金・休業補償がでない」ことが格段に多くなっています。女性の場合も男性とほぼ同様の傾向ですが、「仕事と家庭生活のけじめがない」といった家庭生活との両立への悩みが多くなっています。【表2-2-1】
- ◆また、無職の女性のうち、半数が再就職を希望しています。その大半は、「パート・アルバイト」を希望しており、「正社員・正職員」として再就職を希望する人は2割にとどまっています。【図2-2-4】

図2-2-1 職場での性差別（町民アンケート結果）

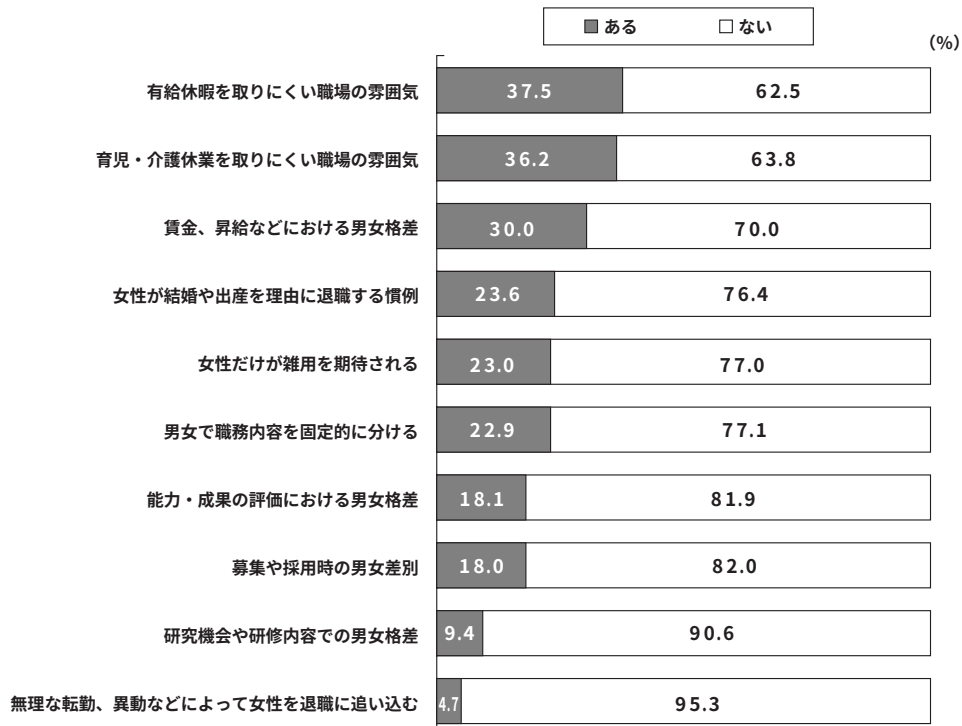


図2-2-2 職場での平等感（町民アンケート結果）

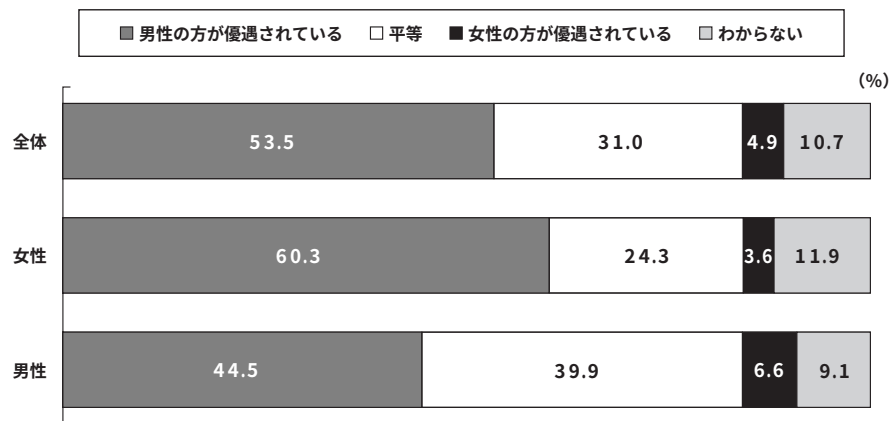


図2-2-3 仕事とその他の生活を両立させる上での悩みや問題～複数回答の抜粋～
(町民アンケート結果)

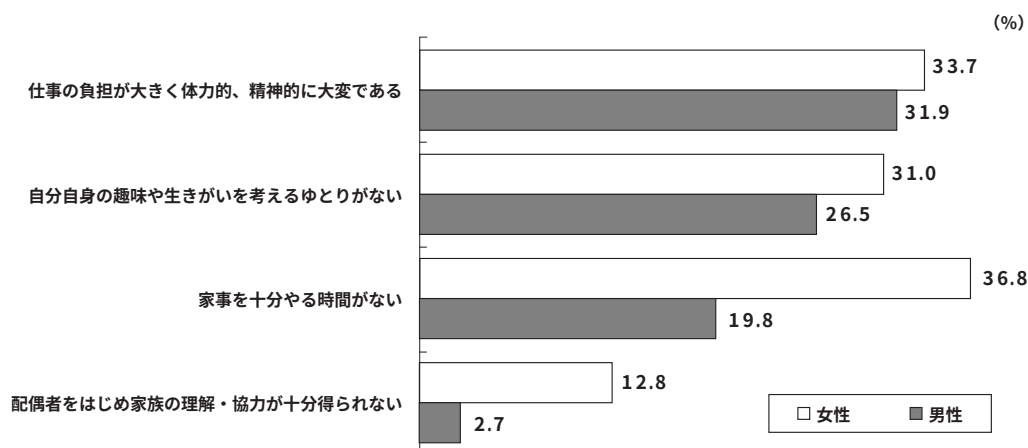
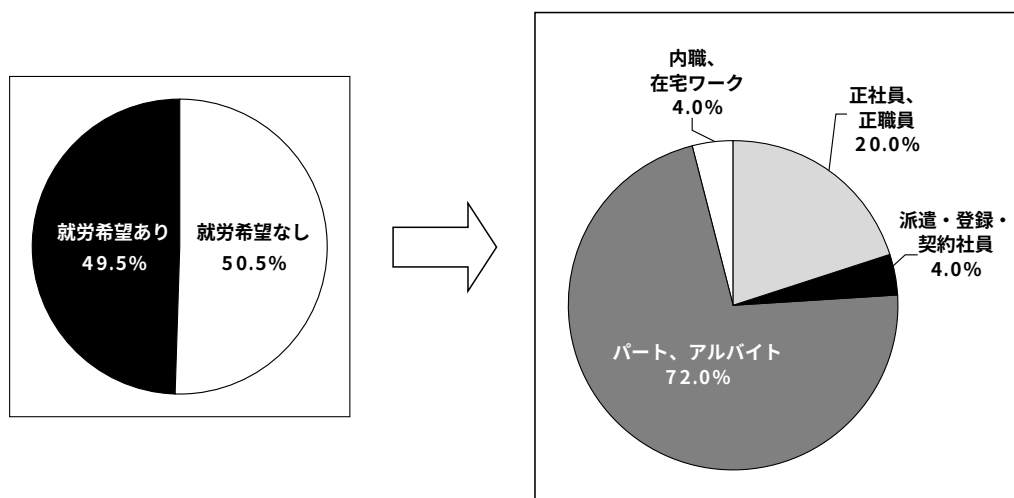


表2-2-1 自営業者・家族従業員の働くうえでの悩み (複数回答)
(町民アンケート結果)

	ボーナスや退職金がでない	収入が不安定である	の、休業補償がない	病気やけがで休んだときの	労働時間が定まっていない	労働時間が長い	めなない	休日が少ない、あっても休めない	仕事と家庭生活のけじめがない	自分が働いた分の報酬がない、あっても少ない	営状況が苦しい	健康管理が難しい	特に悩みや問題はない	事業資金の確保が難しい	自分の働きが、家業の中で十分に認められていない	その他
全体	39.7	36.6	35.1	31.3	30.5	26.7	26.0	26.0	22.1	17.6	12.2	10.7	10.7	1.5		
女性	33.3	35.2	25.9	25.9	33.3	27.8	31.5	24.1	20.4	20.4	18.5	11.1	7.4	0.0		
男性	44.2	37.7	41.6	35.1	28.6	26.0	22.1	27.3	23.4	15.6	7.8	10.4	13.0	2.6		

図2-2-4 現在無職である女性の再就職希望状況 (町民アンケート結果)



【取組む施策】

施策の方向 1. 雇用における男女共同参画の推進

雇用における均等な機会と待遇が確保できるよう啓発活動などによる支援を行うとともに、再就職の支援やパート・アルバイト等の非正規雇用者へのフォローアップを拡大していきます。

(1) 男女雇用機会均等法などの啓発

(2) 就職・再就職支援の充実

(3) パートタイム労働者・派遣社員・在宅労働者の労働条件の向上

施策の方向 2. 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進

商工業や農業などの自営業に就いている男女の労働環境の向上に資するため、啓発などの支援を行います。また、女性の起業についても研修・相談等の支援を検討していきます。

(1) 男女共同参画意識の啓発

(2) 女性の経営参画の促進

(3) 女性の起業など新しい働き方の創造

施策の方向 3. 仕事と家庭生活の両立支援

男女を問わず、仕事と家庭生活が両立できるような環境を整備するとともに、制度的支援の充実を図ります。

(1) 仕事と家庭生活、地域活動とが両立する環境整備

(2) 仕事と育児、介護の両立のための制度の定着促進、充実

取組み方針 3 家庭や地域の中で男女がともに役割を担い、活動できる社会の推進

【町の現状】

- ◆町民アンケートの結果によると、家庭生活での平等感については、全体の約6割の人が「男性が優遇されている」と感じています。また、「平等」と感じる女性は男性に比べて少ないことがわかります。【図2-3-1】
- ◆男女共同参画についての意識・価値観については、「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」と大半の人が考えています。「女性が仕事、男性が家事・育児に専念」という分業のかたちは、20代から30代ではかなり容認されています。【図2-3-2】
- ◆現在子どもがいる家庭のうち、育児を実際に「平等」に分担している家庭は2割以下です。大半の家庭では育児は「妻」の仕事となっており、それは夫婦ともにフルタイムの共働き家庭でも変わりません。【図2-3-3】
- ◆高齢者や病人がいる家庭においては、その介護や看護を担っているのは大半が「妻」です。【図2-3-4】
- ◆家庭内での夫婦の役割分担について、男性の大半は満足していますが、女性は男性より満足度が低くなっています。【図2-3-5】
- ◆一方、行政区や自治会などの住民組織では、まだ男性優遇感が強いようです。【図2-3-6】
- ◆地域活動に男女がともに参加していけるようにするためには、「時間的な余裕」が最も必要とされています。同時に「活動時間帯や行事開催日の工夫」についても求められています。【表2-3-1】

図2-3-1 家庭生活の平等感（町民アンケート結果）

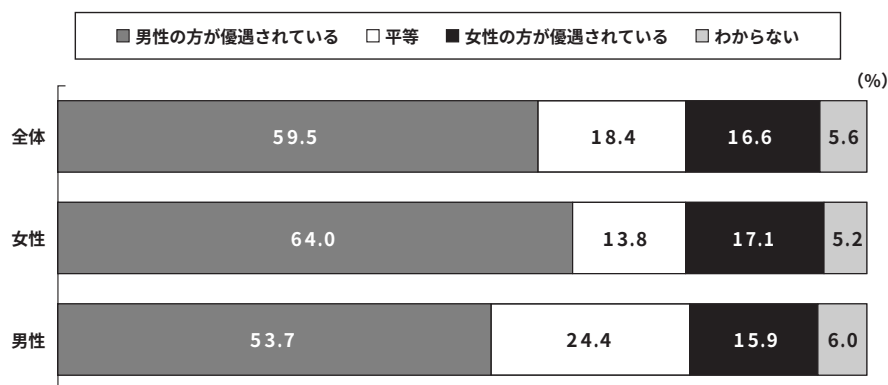


図2-3-2 意識・価値観（町民アンケート結果）

(左) 男性も家事・育児に積極的に参加すべきである

(右) 女性(妻)が仕事を持って、男性(夫)が家事・育児に専念するという選択肢があってもよい

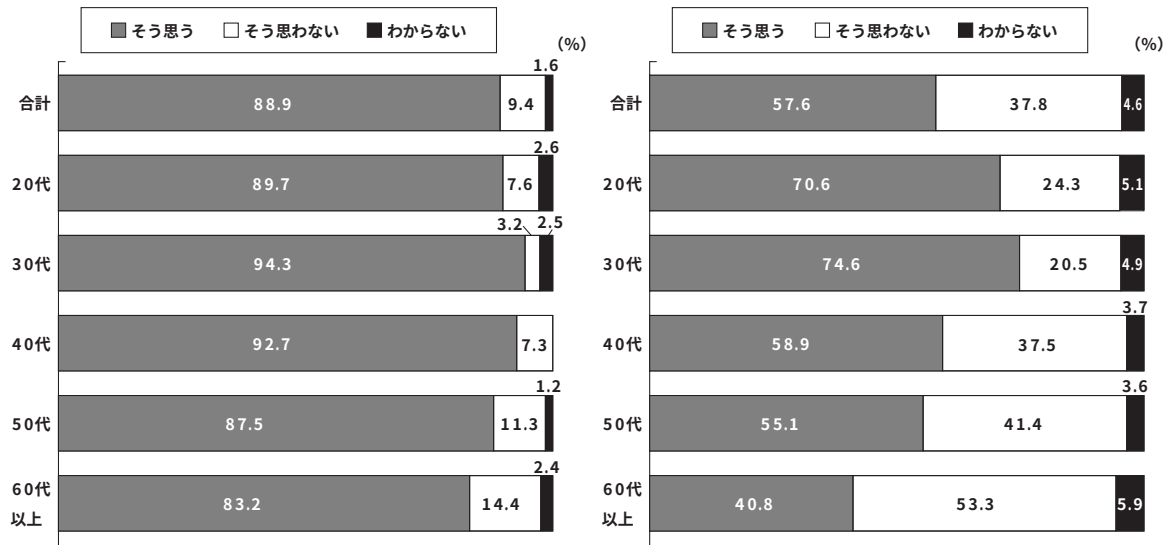


図2-3-3 育児の役割分担の実態（町民アンケート結果）

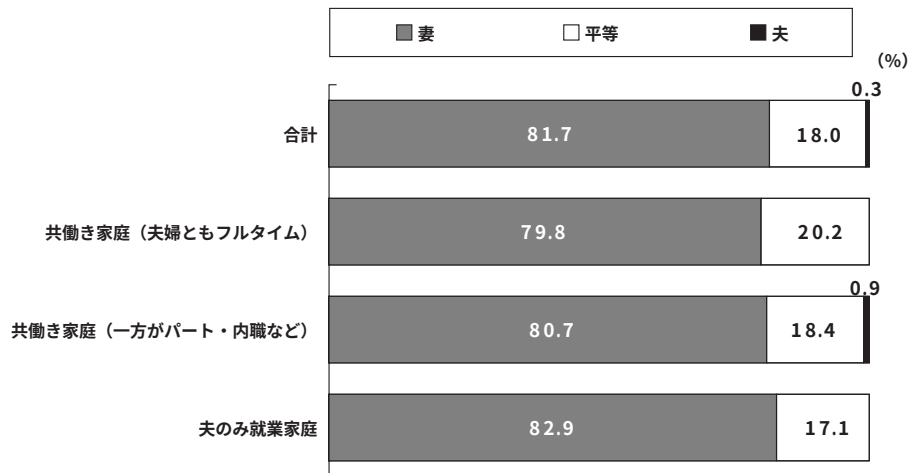


図2-3-4 高齢者、病人の介護・看護の役割分担の実態（町民アンケート結果）

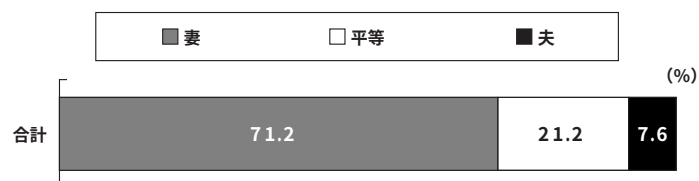


図2-3-5 家庭内での夫婦の役割分担についての満足度（町民アンケート結果）

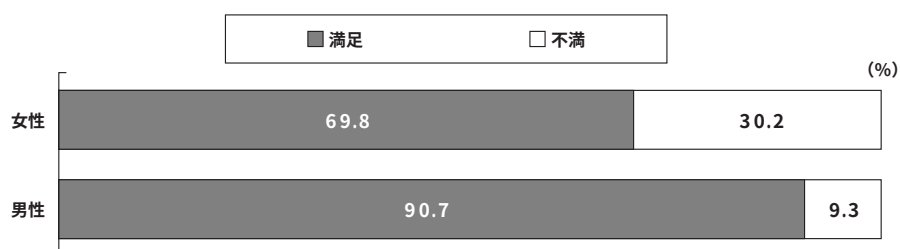


図2-3-6 行政区、自治会などの住民組織の平等感（町民アンケート結果）

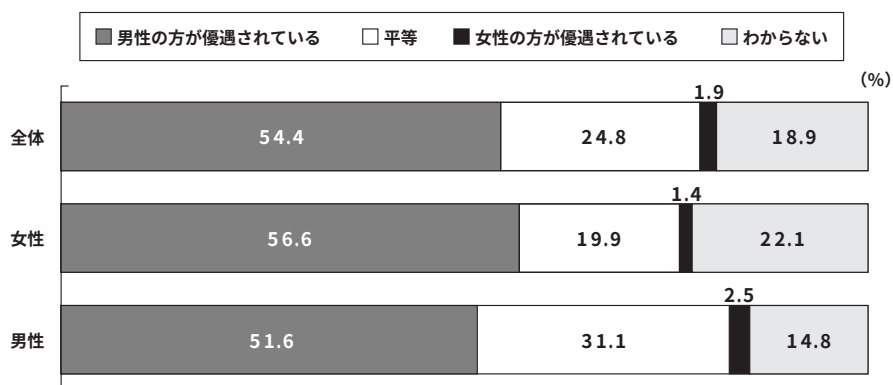


表2-3-1 地域活動に参加していけるようにするために必要なこと（町民アンケート結果）

	時間的な余裕	一人ひとりが地域社会に積極的な関心を持つこと	多様な生き方や考え方を認め合う地域の雰囲気	経済的な余裕	活動時間帯や行事開催日の工夫	地域活動についての適切な情報提供	地域活動についての家族の理解・協力	活動する場所、施設の整備	会長、役員など男性中心に選ぶような慣行の是正	その他
全体	35.8	34.5	29.4	20.7	19.5	16.3	10.8	6.8	3.6	0.6
女性	36.3	31.3	30.6	16.1	21.5	16.3	11.4	7.8	3.9	0.5
男性	35.2	38.5	27.9	26.6	16.9	16.3	10.0	5.6	3.3	0.7
20代	39.7	34.6	25.6	20.5	19.2	14.1	9.0	12.8	3.8	1.3
30代	36.9	26.2	31.1	16.4	23.0	20.5	11.5	8.2	1.6	0.8
40代	38.7	29.2	29.9	23.4	20.4	14.6	8.8	7.3	4.4	0.7
50代	42.6	39.1	29.6	18.3	19.5	15.4	11.2	2.4	4.7	0.0
60代以上	24.2	40.4	29.8	24.2	16.9	16.9	12.4	7.3	3.4	0.6

【取組む施策】**施策の方向 1. 家庭への男性の積極的参画の推進**

男性が家事や育児、介護などを積極的に分担できるよう、各家庭における男女共同参画意識の高揚に努めます。

(1) 男性の家事・育児・介護などへの積極的参画を促す広報、啓発**施策の方向 2. 子育て支援の促進**

女性に偏りがちな育児負担を軽減させるには、子育てに関する社会的な支援をより一層確かなものにする必要があります。そのため、子育てに関する各種の制度を充実させるとともに、制度に関する情報提供を行いその利用を促進します。

(1) 多様な保育サービスの充実**(2) 放課後児童への支援の充実****施策の方向 3. 介護・介助支援の促進**

介護をする人が健康で安心して介護・介助できることが、結果的には介護される人の生活の質を高めることにつながります。そうした考えに基づき、従来は女性が担ってきた介護についても、多角的にサポートする必要があります。そのため、多様化するサービスの利用を支援するとともに、健康管理体制を整備します。

(1) 介護者などへの健康管理体制の整備**(2) 多様化する介護・介助のサービスの整備****施策の方向 4. 地域活動などへの参画促進**

地域活動に男女がともに参加するためには、活動時間帯や慣行の見直しなどの課題の解決が重要です。そのため、地域で取組むべき課題を把握し、解決するための活動等を支援します。

(1) 地域活動での男女共同参画の推進

基本目標

3

男女共同参画の社会環境づくり

取 組 み 方 針 1 生涯を通じて安心して暮らせる社会の確立

【町 の 現 状】

◆町の高齢者の状況をみると、65歳以上の高齢者がいる世帯が、町全体の世帯数の半数以上を占めています。【図3-1-1】

◆65歳以上の就業率は、県平均と比べ33.4%と高くなっています。【表3-1-1】

◆介護保険制度による要介護認定者数は、年々増加傾向にあります。【表3-1-2】

◆一方、ひとり親世帯は、平成17年の時点で全世帯数の9.5%となっており、わずかではありますが、増加しています。【表3-1-3】

図3-1-1 高齢者世帯数の推移 65歳以上の高齢者がいる世帯の状況

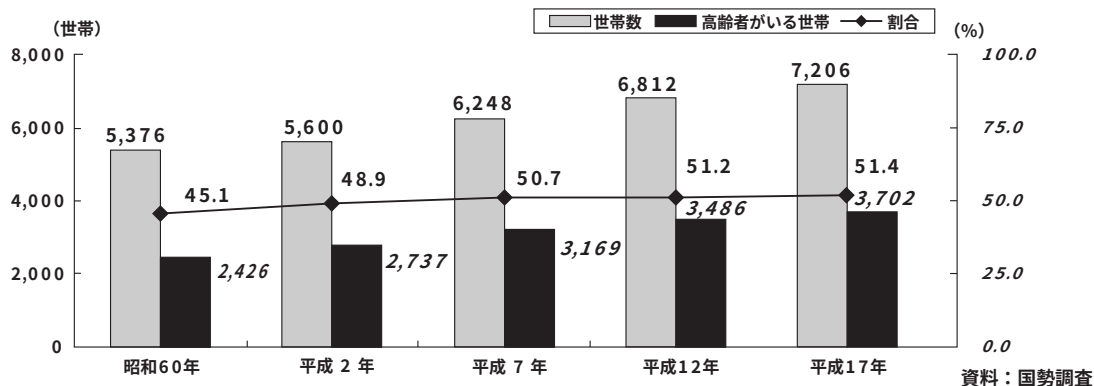


表3-1-1 高齢者の就業状況

	(人、%)	
	城里町	茨城県
全就業人口	11,942	1,461,560
65歳以上人口	5,676	576,272
65歳以上就業人口	1,895	126,187
65歳以上就業人口／全就業人口 割合	15.9	8.6
65歳以上就業人口／65歳以上人口 割合	33.4	21.9

資料：「国勢調査」平成17年

表3-1-2 要介護認定の状況

	(人、%)			
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
認定者数	460	501	537	637
認定率	8.4	9.1	9.7	11.3

資料：介護保険事業状況報告及び住民基本台帳（各年4月1日現在）

表3-1-3 ひとり親世帯の状況

	平成7年		平成12年		平成17年	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
総世帯数	6,248	100.0	6,812	100.0	7,206	100.0
ひとり親と子ども世帯	434	6.9	538	7.9	687	9.5

資料：国勢調査

【取組む施策】

施策の方向 1. 保健・医療・福祉サービスの充実

町民が生涯を通じて安心して暮らせるように、保健・医療・福祉と連携し相談体制の充実を図るとともに、的確な情報提供を行います。

(1) 情報提供と相談業務の充実

施策の方向 2. 高齢者への支援

高齢者が日常生活を自立して豊かに送れるよう、社会への参画を促進するとともに、高齢者保健福祉計画や介護保険計画の施策・事業と連携した社会基盤を整備します。

- (1) 高齢者の社会への参画の促進
- (2) 日常生活の自立への支援
- (3) 自立を容易にする社会基盤の整備

施策の方向 3. 障害者への支援

障害者が日常生活を自立して豊かに送れるよう、ノーマライゼーション⁴の理念に基づいた社会への参画を促進するとともに、社会基盤と支援体制を整備します。

- (1) ノーマライゼーションの理念に基づいた社会への参画
- (2) 日常生活の自立への支援
- (3) 自立を容易にする社会基盤の整備

施策の方向 4. ひとり親家庭への支援

どのような世帯構成、家族構成であっても誰もが安心して暮らせるように、ひとり親等の家庭への生活支援に積極的に取り組みます。

(1) 生活支援の充実

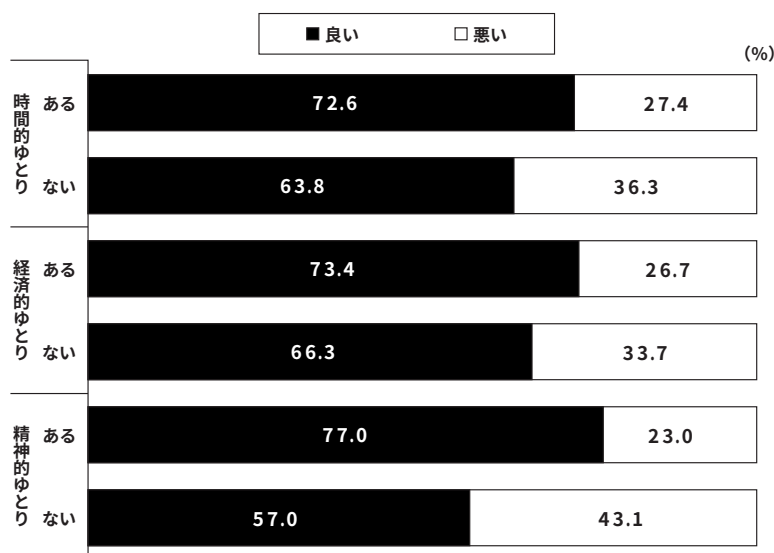
⁴ ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々が、障害のない者と同様に家庭や地域社会での日常生活や諸活動を行える社会を目指そうとする考え方。

取 組 み 方 針 2 男女がともに健康で明るい生涯を送るための環境づくり

【町 の 現 状】

- ◆町民アンケートの結果によると、「時間・経済・精神にゆとりがある」とした人は健康状態が比較的良好、「ゆとりがない」とした人はあるとした人よりも健康状態が悪いようです。特に、精神的ゆとりの有無が健康状態に影響しているようです。【図3-2-1】
- ◆町が実施している健康診断では、女性の受診者が多く男性の受診数が少ない状況にあります。このことから、男性は職場などでの健康診断を受診していると考えられます。【表3-2-1】
- ◆また、町では健康に関する各種相談について、窓口を設け、相談を受付けています。平成17年度の健康相談の件数は2,130件でした。【表3-2-2】

図3-2-1 ゆとりと健康状態（町民アンケート結果）



(人)

表3-2-1 健康診断の40歳以上男女別受診実態（健康福祉課調べ）

	平成16年度	平成17年度
男性	1,435	1,419
女性	2,497	2,457
計	3,932	3,876

表3-2-2 平成17年度 各種相談窓口の相談件数と概要（健康福祉課調べ）

窓口名	開催	相談件数	内 容	相 談 員
こどもの相談会	4回／年	10件	発達障害、育児不安	県福祉相談センター相談員1人、保健師2人
こころの相談会	6回／年	6件	生活のしづらさ、こころの不安	精神科医1人、保健師1人
健 康 相 談	随時	2,130件	精神的・身体的不安 疾病に関すること 子育てに関すること	保健師6人

【取組む施策】

施策の方向 1. 安心して暮らせる社会支援

生涯を通じた心身両面の健康づくりのために、一人ひとりの生活環境や年齢層に応じた総合的な支援を行います。

また、薬物使用、喫煙、飲酒などがもたらす健康への影響を早期から教育することにより、それらの健康被害を未然に予防します。

(1) 年齢・生活様式に応じた健康づくり

(2) 薬物乱用防止の教育の推進

(3) 喫煙・飲酒の健康被害に関する教育

施策の方向 2. リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁵の確立と支援

健全な社会を維持・増進していくためには、性や生命の尊厳に基づいた正しい知識を習得し、理解する必要があります。

性とはすなわち生命と健康のことであり、家庭・学校・社会のあらゆる場面で性と生命を尊重する意識を醸成するとともに、それに基づく教育が推進されるよう取り組んでいきます。

(1) 生命と性を尊重する啓発、教育の推進

(2) 学校における人権尊重の視点に基づく性教育の推進

(3) 家庭・社会における性の尊重

⁵ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

施策の方向 3．女性の生涯にわたる健康支援

女性に特有の疾患や妊娠・出産に関わる健康対策等、女性の生涯にわたる健康支援を充実していきます。

(1) 母と子の健康保持

(2) 女性の健康対策

施策の方向 4．男性の心身の健康支援

男性の健康をめぐる様々な問題や悩みについて解決するため、保健師や栄養士等の専門職による相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 男性の健康対策

施策の方向 5．職場における健康支援

職場においては、就労形態や職種に関わらず、すべての働く人が定期的な健康診断等により、健康管理が行われるよう支援していきます。

(1) 職場における健康対策

取組み方針 3 あらゆる暴力行為の防止と根絶

【町の現状】

◆町民アンケートの結果によると、職場において、セクシュアル・ハラスメントが「ある」とした人はごくわずかです。【図3-2-1】

◆また、怒鳴る・監視するなどの「精神的・心理的暴力」の被害をここ5年間で受けている人は、女性だけでなく男性にも見受けられます。ただし、すべての暴力行為において女性の被害割合ははるかに上回っており、何度も被害に遭っている女性もごく少数ですが確実に存在しています。【図3-2-2】

◆これらのドメスティック・バイオレンスの被害者の大半は、誰にも相談しないか、友人・知人や親族といった身近な人への相談にとどまっています。【図3-2-3、図3-2-4】

図3-2-1 職場でのセクシュアル・ハラスメントの実態（町民アンケート結果）

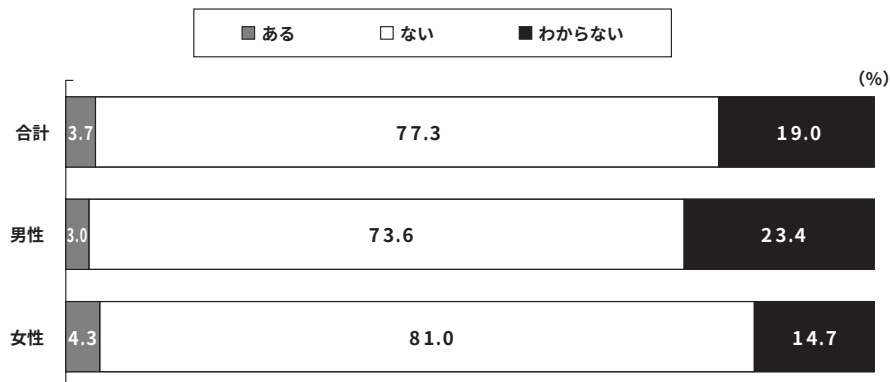


図3-2-2 ドメスティック・バイオレンスの被害経験（町民アンケート結果）

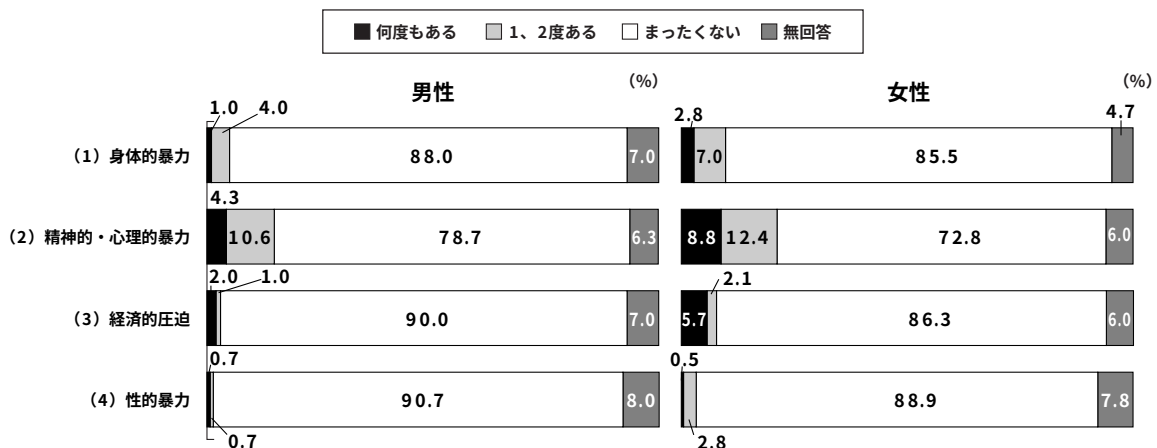


図3-2-3 ドメスティック・バイオレンス被害者の相談先
(町民アンケート結果)

(人)

	全体 (n =5)	男性 (n =2)	女性 (n =3)
友人、知人	4	2	2
親族	2	0	2
弁護士、家庭裁判所	1	1	0
警察	1	1	0
同じような経験をした人	0	0	0
公的機関の電話相談や相談窓口	0	0	0
民間機関の相談窓口	0	0	0

図3-2-4 ドメスティック・バイオレンス被害者を相談しなかった理由
(町民アンケート結果)

(人)

	全体 (n =11)	男性 (n =4)	女性 (n =7)
自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから	7	3	4
相談しても無駄だと思ったから	6	3	3
世間体が悪いから	5	3	2
どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから	4	2	2
恥ずかしくて誰にも言えなかったから	4	2	2
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力をうけると思ったから	4	2	2
相談するほどのことではないと思ったから	4	1	3
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	3	1	2
相手の行為は愛情の表現だと思ったから	1	1	0

【取組む施策】

施策の方向 1. 暴力を許さない意識と環境づくり

“暴力”が生み出される背景や多様な形態についての情報とその犯罪性、反社会性についても深く認識されるよう啓発に努めるとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

また、男女共同参画的な視点に限らず、全ての人権の尊重を正しく理解し、判断する力を醸成するように努めます。

(1) あらゆる暴力の根絶に対する認識の高揚

(2) 被害者・加害者への対策

施策の方向 2. ドメスティック・バイオレンスへの対策

ドメスティック・バイオレンスについては、被害に遭っている女性が確実に存在していることから、地域・医療機関・警察・県などと連携し救済体制を早急に充実させる必要があります。そのため、被害を受けた人やその危険にさらされている人に対して相談しやすい体制を整備するとともに、関係機関との連絡を密にし、情報提供を行います。また、加害者に対する抑止支援方策についての情報収集などを行います。

(1) ドメスティック・バイオレンスに対する認識の高揚

(2) 被害者への救済対策

(3) 加害者への対策

施策の方向 3. 児童虐待の予防と対策

児童に対する虐待を予防するため、関係機関との連携によるネットワークを構築するとともに、関連する法律の周知徹底や意識啓発を行います。

(1) 児童虐待の予防・対策の充実

施策の方向 4. 高齢者に対する虐待の予防と対策

高齢者に対する虐待を予防するため、関係機関との連携によるネットワークを構築するとともに、関連する法律の周知徹底や意識啓発を行います。

(1) 高齢者に対する虐待の予防・対策の充実

施策の方向 5. セクシュアル・ハラスメント⁶などへの対策

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などの暴力行為をあらゆる場面でなくするため、関連する法律の周知徹底やガイドラインなどの啓発パンフレットを配布するなど、広く男女共同参画意識の浸透を図ります。また、関係機関との連携により対策を強化するとともに、被害者や危険にさらされている人を早期に救済する仕組みづくりを検討します。

(1) セクシュアル・ハラスメントに対する認識の高揚

(2) ストーカー行為に対する認識の高揚

(3) 被害者への救済対策

⁶ セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。

男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

基本目標

4

男女共同参画を着実に推進する体制づくり

【町の現状】

- ◆町民アンケートの結果によると、男女共同参画社会について、町民の大半が「全ての人が尊重される社会」「公正な社会」といった肯定的なイメージを持っています。【図4-1】
- ◆また、町が男女共同参画に取り組むことについて、男女ともに9割以上の人が取組むべきと考えています。【図4-2】
- ◆町政への女性の意見の反映については、教育・文化や健康・福祉の分野では「女性の視点と意見がいかされている」と評価されています。一方、「環境・都市基盤や産業」の分野においては評価が低くなっています。【図4-3】

図4-1 男女共同参画社会のイメージ～複数回答～（町民アンケート結果）

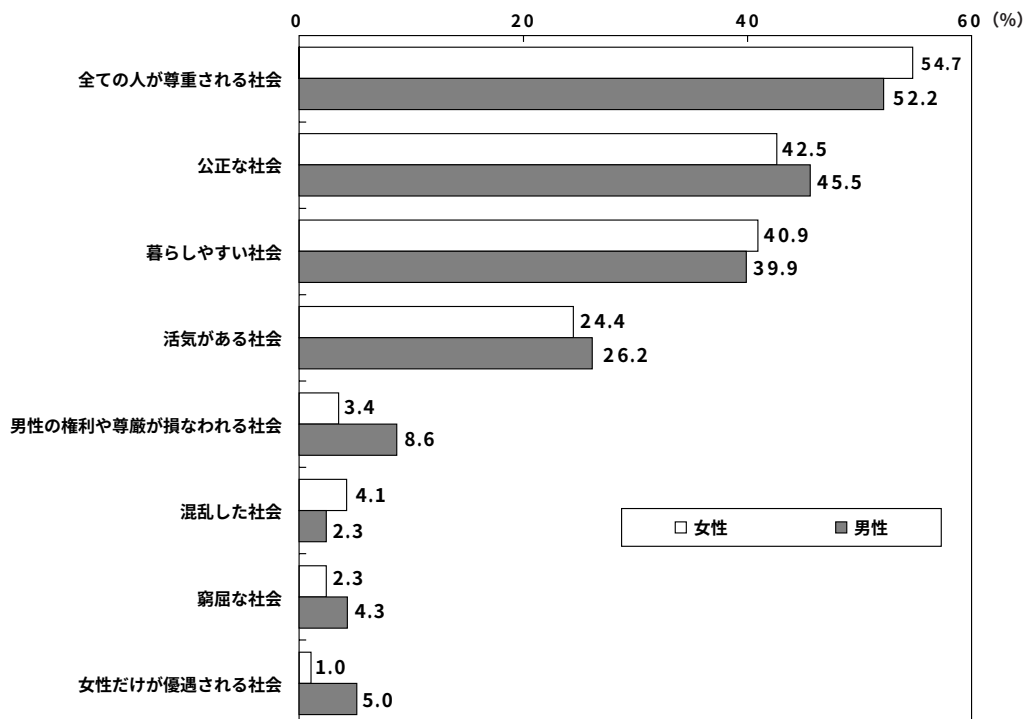


図4-2 男女共同参画に取り組むことへの賛否（町民アンケート結果）

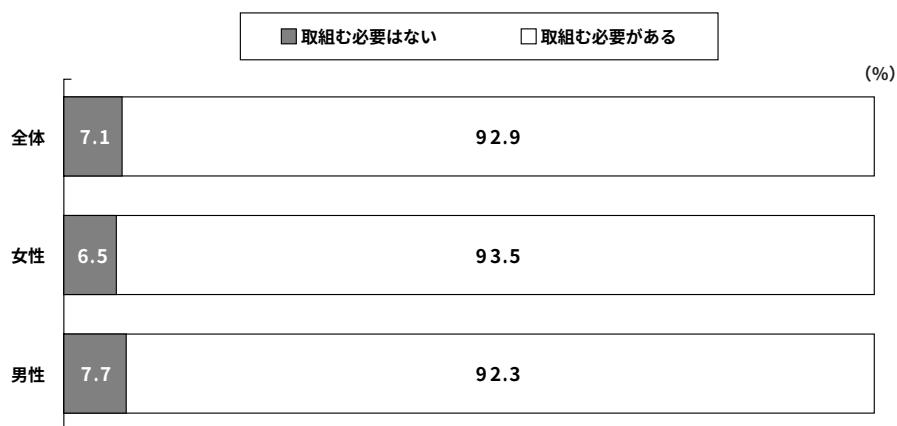
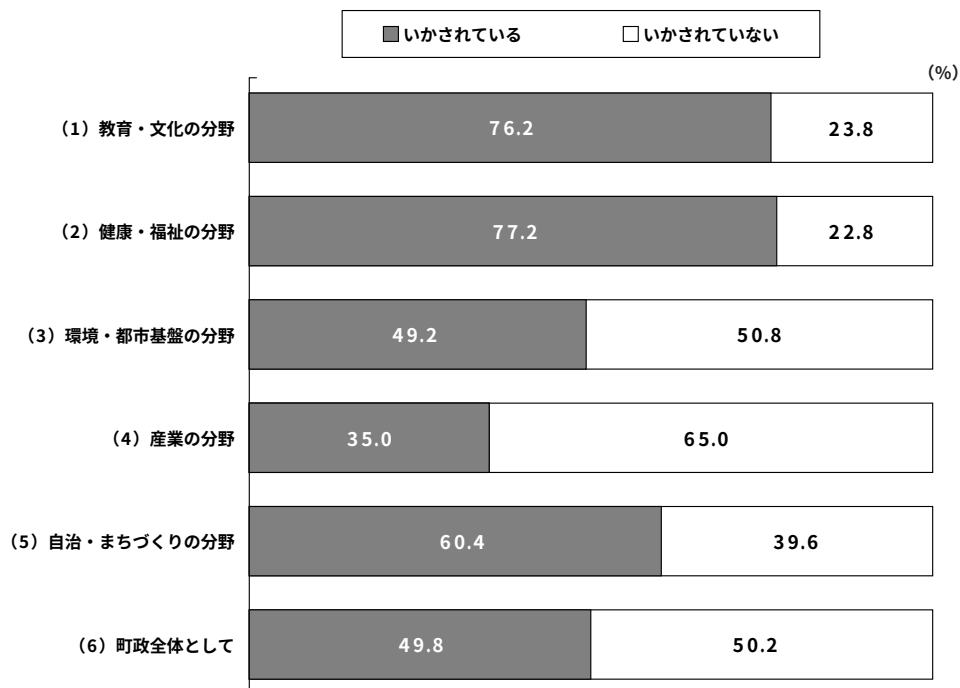


図4-3 城里町政の女性の意見の反映度評価（町民アンケート結果）



【取組む施策】

取組み方針 1 情報提供と相談苦情の受付け体制

広報紙やホームページなどを通じて、男女共同参画についての様々な情報を提供するとともに、講演会や研修会を開催し、意識の高揚に努めます。

また、男女共同参画の推進にあたり、不明な点や障壁となっている問題に対応する体制を整備することが必要です。

そのため、相談を受け、問題解決を支援する窓口や体制を早期に整えます。

取組み方針 2 計画の進捗や実現性の確保と管理の実施

本計画の実効性を高めるためには、計画の進行管理や取組みの状況把握を行うとともに、計画内容が町の実態や社会の大きな流れと合致しているかを常に確認することが必要です。

そのため、取組み状況と本計画の内容を精査し、必要に応じてその進捗状況を町民にわかりやすいかたちで公表していきます。

また、町民参画による計画の評価についても検討していきます。

取組み方針 3 多様な人と組織の連携による推進

男女共同参画社会の構築は、行政はもとより町民、町内の事業者、各種団体との連携が不可欠です。分野や組織を超えた交流や意見交換の場を設けるほか、茨城県男女共同参画推進員との連携を密にしてその活動を支援していきます。

また、町だけで解決できない問題や課題については、国・県などに積極的に働きかけていきます。

資料

1. 策 定 経 過

年 月	プラン策定委員会	ワーキングチーム	そ の 他
18.4		審議会・委員会における女性の登用状況調査	
18.5		第1回会議 ・プラン策定の基本的な考え方、策定方法とスケジュールを検討	
18.6	第1回会議 ・委嘱状交付 ・講演「なぜ必要なのでしょう？男女共同参画」 ・プラン策定の基本的な考え方、策定方法とスケジュールを検討		
18.7		男女共同参画に関する各種データ収集	町民アンケート調査実施 (対象者：2,000人、回収率：36.7%)
18.8			
18.9		第2回会議 ・基本構想素案の検討	
18.10	第2回会議 ・町民アンケート調査結果報告 ・基本構想素案の検討	男女共同参画実施計画に位置づける施策調査	
18.11			
18.12		第3回会議 ・基本計画素案の検討	
19.1	第3回会議 ・基本計画素案の検討	第4回会議 ・最終案の決定	
19.2	第4回会議 ・最終案の決定 ・町長に最終案を報告		「城里町男女共同参画基本計画」決定
19.3			幹部職員会議報告

2. 策 定 体 制

(1) 城里町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 城里町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画施策を総合的かつ体系的に推進する城里町男女共同参画プランを策定するため、城里町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、その職により委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が召集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認められるときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

別表（第3条関係）

	役 職 等
1	議会 議長
2	議会 総務常任委員長
3	農業委員会 会長
4	商工会 会長
5	区長会 会長
6	社会教育委員会 議長
7	ボランティア連絡協議会 会長
8	保護司会 会長
9	更生保護女性会 会長
10	人権擁護員
11	常陽銀行石塚支店 支店長
12	茨城県男女共同参画推進員
13	助役

(2) 城里町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

平成18年6月1日委嘱

	役 職 等	氏 名	備 考
1	議会 議長	小 林 宏	会 長
2	議会 総務常任委員会 委員長	小 坪 孝	
3	農業委員会 会長	小 山 卓 臣	
4	商工会 会長	大和田 茂 夫	
5	区長会 会長	永 山 高 男	副会長
6	社会教育委員会 議長	松 崎 敬 子	
7	ボランティア連絡協議会 会長	寺 門 茂 雄	
8	保護司会 会長	大 越 猛	
9	更生保護女性会 会長	阿久津 理 子	
10	人権擁護委員	飯 田 紀代子	
11	人権擁護委員	和 田 雅 治	
12	常陽銀行石塚支店 支店長	早 川 友 浩	
13	茨城県男女共同参画推進員	清 水 静 江	
14	茨城県男女共同参画推進員	盛 田 みち子	
15	助役	岩 間 伸 博	

(3) 城里町男女共同参画プラン策定ワーキングチーム会則

(名称)

第1条 このチームは、城里町男女共同参画プラン策定ワーキングチーム（以下「チーム」という。）という。

(構成)

第2条 このチームは、別表に掲げる課局の所属長（以下「課長等」という。）が推薦した者をもって構成する。

2 課長等は、人事異動等により、チームの構成員に変更が生じたときは、速やかに総務課長に報告する。

(業務)

第3条 このチームは、次の業務を行うものとする。

- (1) 男女共同参画プラン策定のための資料の収集及び調査・研究に関すること
- (2) 男女共同参画プランの素案の策定に関すること
- (3) 男女共同参画プランの進行管理に関すること

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ総務課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、チームの運営について必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

企 画 財 政 課	税 務 課	町 民 課	保 険 課
健 康 福 祉 課	産 業 振 興 課	都 市 建 設 課	下 水 道 課
水 道 課	農 業 委 員 会 事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	会 計 課
議 会 事 務 局	総 務 課		

(4) 城里町男女共同参画プラン策定ワーキングチーム委員名簿

	課 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	総 務 課	課 長	河原井 宗 蔵	
2	企画財政課	主 査 兼 係 長	阿久津 雅 志	
3	税 務 課	主 幹	佐 藤 正 博	
4	町 民 課	主 事	海 野 裕 子	平成18年10月1日から
		主 事	飯 村 聡	平成18年9月30日まで
5	保 険 課	係 長	稲 川 弘 美	
6	健康福祉課	主 幹	山 形 幸 恵	
7	産業振興課	主 査 兼 係 長	小 滝 京 子	
8	都市建設課	主 査 兼 係 長	宮 田 恵 子	
9	下 水 道 課	主 査 兼 係 長	山 口 利 春	
10	水 道 課	主 査 兼 係 長	阿久津 恵 三	
11	農業委員会	主 査 兼 係 長	所 久美子	
12	教育委員会	主 幹	金 子 恭 子	
13	会 計 課	課 長 補 佐	宇留野 靖 子	
14	議会事務局	参事兼局長補佐	菊 地 良 子	平成18年10月1日から
		主 任 書 記	加藤木 美智子	平成18年9月30日まで

【事務局】

	課 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	総 務 課	課 長 補 佐	三 村 主	
2	総 務 課	主 幹	堀 口 祐 一	

3. 男女共同参画の流れ（年表）

年	世 界	日 本	茨 城 県
1945年 (昭20)	* 国際連合誕生		
1946年 (昭21)	* 婦人の地位委員会発足	* 第22回総選挙で初の婦人参政権を行使 * 日本国憲法公布	
1967年 (昭42)	* 婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1972年 (昭47)	* 1975年を国際婦人年とする と宣言		
1975年 (昭50)	* 国連婦人年世界会議をメキシコシティにて開催（第1回） ※「世界行動計」を採択	* 総理府婦人問題担当室設置 * 婦人問題企画推進本部設置 * 育児休業法の成立（昭51年施行、女子教員・看護婦・保母を対象）	
1976年 (昭51)	* 「国連婦人の10年」が始まる（～1985年）	* 民法（離婚復氏制度）を改正	
1977年 (昭52)		* 「国内行動計画」策定 * 国立婦人教育会館開館	
1978年 (昭53)			* 婦人問題を担当する課として生活福祉部に青少年婦人課を設置 * 「婦人問題対策連絡調整要綱」制定 * 婦人問題懇話会設置
1979年 (昭54)	* 女子差別撤廃条約採択（第33回国連総会）		
1980年 (昭55)	* 「「国連婦人の10年」中間年世界会議」がコペンハーゲンにて開催（第2回） ※後半期行動プログラム採択	* 女子差別撤廃条約署名	* 婦人児童課内に婦人問題担当を配置 * 第二次県民福祉基本計画において「婦人の福祉の向上」として位置付ける
1981年 (昭56)	* 女子差別撤廃条約発効	* 「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984年 (昭59)		* アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 * 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立（昭60年施行）	
1985年 (昭60)	* 「「国連婦人の10年」最終年世界会議」がナイロビにて開催（第3回） ※「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	* 生活保護基準額の男女差別解消 * 女性の年金権の確立 * 男女雇用機会均等法成立（昭61年施行） * 女子差別撤廃条約批准	

年	世 界	日 本	茨 城 県
1986年 (昭61)		＊婦人問題企画推進本部拡充 (構成を全省庁に拡大) ＊婦人問題企画推進有識者会議を開催	＊新茨城県民福祉基本計画において「女性の地位向上と社会参加の促進」として位置付ける
1987年 (昭62)		＊「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989年 (平元)	＊「児童の権利に関する条約」採択		
1990年 (平2)	＊国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		＊女性プラン策定に関する提言(婦人問題推進有識者会議より) ＊茨城県女性対策推進本部の設置
1991年 (平3)		＊「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ＊育児休業法の成立 (平4年施行)	＊「いばらきローズプラン21」の策定 ＊婦人児童課内に女性対策推進室を設置 ＊いばらきローズプラン21推進委員会の設置
1992年 (平4)		＊婦人問題担当大臣設置	
1993年 (平5)	＊「世界人権会議」がウィーンにて開催 ＊「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	＊中学校での家庭科の男女必修完全実施 ＊パートタイム労働法成立・施行	＊児童福祉課女性青少年室を設置
1994年 (平6)	＊カイロ国際人口・開発会議開催	＊高校での家庭科の男女必修完全実施 ＊男女共同参画室設置 ＊男女共同参画審議会設置 ＊男女共同参画推進本部設置	＊女性青少年課を設置
1995年 (平7)	＊第4回世界女性会議が北京にて開催 ※国際的指針となる『行動綱領』及び『北京宣言』採択 ＊NGOフォーラムが北京にて開催	＊「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	＊茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」として位置付ける ＊男と女・ハーモニー週間の設定
1996年 (平8)		＊男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ＊「男女共同参画ビジョン」答申 ＊「男女共同参画2000年プラン」策定	＊「いばらきハーモニープラン」策定
1997年 (平9)		＊男女共同参画審議会設置法により「男女共同参画審議会」設置 ＊労働基準法改正(平11年施行) ＊男女雇用機会均等法改正(母性保護は平10年に、その他は平11年に施行) ＊「介護保険法」公布	

年	世 界	日 本	茨 城 県
1998年 (平10)		＊「男女共同参画社会基本法」 について答申	
1999年 (平11)		＊「男女共同参画社会基本法」 施行（平成11年6月）	＊女性青少年課福祉部から知 事公室に組織替え
2000年 (平12)	＊女性2000年会議がニュー ヨーク国連本部にて開催 (平12年6月)	＊男女共同参画基本計画を策 定（平成12年12月）	＊「いばらきハーモニープラン 後期実施計画」策定
2001年 (平13)		＊男女共同参画会議設置 ＊男女共同参画局設置 ＊「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法 律」施行 ＊第1回男女共同参画週間 ＊「仕事と子育ての両立支援 策の方針について」閣議決定	＊茨城県男女共同参画推進条 例施行 ＊男女共同参画審議会を設置
2002年 (平14)			＊「茨城県男女共同参画基本 計画（新ハーモニープラン）」 策定
2003年 (平15)		＊「少子化社会対策基本法」 施行 ＊「次世代育成支援対策推進 法」公布・一部施行	
2004年 (平16)		＊「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法 律」の改正及び「配偶者から の暴力の防止及び被害者の保 護のための施策に関する基本 的な方針」の告示	
2005年 (平17)	＊第49回国際婦人の地位委員 会閣僚級会議「北京+10」が ニューヨークにて開催	＊「育児・介護休業法」改正	＊女性プラザ男女共同参画支 援室開設

4. 男女共同参画関連法令

(1) 日本国憲法（抄）

昭和21・11・3・公布

昭和22・5・3・施行

前 文

- 第1章 天 皇（第1条～第8条）
- 第2章 戦争の放棄（第9条）
- 第3章 国民の権利及び義務（第10条～第40条）
- 第4章 国 会（第41条～第64条）
- 第5章 内 閣（第65条～第75条）
- 第6章 司 法（第76条～第82条）
- 第7章 財 政（第83条～第91条）
- 第8章 地方自治（第92条～第95条）
- 第9章 改 正（第96条）
- 第10章 最高法規（第97条～第99条）
- 第11章 補 則（第100条～第103条）

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（第1条～10条 省略）

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族の禁止、栄典)

第14条 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障)

第15条 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(国及び公共団体の賠償責任)

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

第21条 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

- 第22条 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

- 第24条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

- 第25条 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

- 第26条 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

- 第27条 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

- 第29条 1 財産権は、これを侵してはならない。
2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(法定の手続の保障)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(以下、省略)

(2) 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78 号
改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 11年12月23日同 第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会にお

ける制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の1分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以

外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第161号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下、省略)

(3) 茨城県男女共同参画基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条―第18条）
- 第3章 性別による権利侵害の禁止（第19条）
- 付則

前文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における

国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動

を行うものとする。

（調査研究等）

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育等）

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（市町村に対する支援等）

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

（県民等に対する支援）

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（苦情等の申出及び申出の処理体制の整備）

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

（推進体制の整備）

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（付属機関等における積極的改善措置）

第16条 県は、付属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画の状況についての報告等）

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

（男女共同参画の状況等の公表）

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをい

う。)を行ってはならない。

- 2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(茨城県行政組織条例の一部改正)
- 2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表 1 知事の付属機関の表中

「

茨城県青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
---------------	--

」を

「

茨城県男女共同参画審議会	茨城県男女共同参画推進条例(平成13年茨城県条例第1号)に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と認める事項について調査審議すること。
茨城県青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。

」に
改める。

(4) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部**第7条**

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- （a） あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- （b） 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- （c） 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部**第10条**

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- （a） 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- （b） 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- （c） すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- （d） 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- （e） 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- （f） 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- （g） スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- （h） 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

（第17条 省略）

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

(第19条 省略)

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

(第22条 省略)

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

(以下、省略)

(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (抄)

(昭和47年 7 月 1 日法律第113号)

最終改正：平成14年 7 月31日法律第98号

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
 - 第1節 女性労働者に対する差別の禁止等（第5条―第13条）
 - 第2節 調停（第14条―第19条）
 - 第3節 事業主の講ずる措置に対する国の援助（第20条）
- 第3章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置（第21条―第23条）
- 第4章 雑則（第24条―第28条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

- 第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。
- 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

- 第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 女性労働者の職業生活の動向に関する事項
 - (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、女性労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

第1節 女性労働者に対する差別の禁止等

(募集及び採用)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない。

(配置、昇進及び教育訓練)

第6条 事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(福利厚生)

第7条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるものについて、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第8条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第9条 第5条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条及び第6条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(苦情の自主的解決)

第11条 事業主は、第6条から第8条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第12条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。第14条第1項において「個別労働関係紛争解決促進法」という。）第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第19条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第13条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は1方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(第2節～第3節 省略)

第3章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

第21条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第22条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和41年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第23条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(以下、省略)

(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

公布：平成13年 4 月13日法律第31号

施行：平成13年10月13日

改正：平成16年 6 月 2 日法律第64号

施行：平成16年12月 2 日

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも1分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、個人の尊厳を及び男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であり、このことは、国際社会における取組に沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な 攻撃であって生命又は 身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から 引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第1章の2 基本方針及び基本計画

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第4項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条及び次条第1項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機

関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(以下、省略)

第4章 保護命令

(保護命令)

第1条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が

配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

（以下、省略）

5. 用語解説

あ

ILO第156号条約

「ILO」とは、国際労働機関（International Labor Organization）の略。国際専門機関の1つで、国際的な労働基準の設定、労働条件の向上を目的として1919（大正8）年に創設。日本は1951（昭和26）年に加盟。1981（昭和56）年の総会で「家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」（第156号）と勧告（第165号）を採択した。ILO156号条約では、各加盟国が育児や介護等の家族的責任を有する労働者についてそうした労働者のニーズに対応した措置を講じ、労働者一般の労働条件を改善することを義務づけている。

アンペイドワーク

無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味する。内閣府（旧経済計画庁）では、無償労働についての貨幣評価額を推計しているが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを楽しむ主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供されうる行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としている。

育児・介護休業法

「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。従来の「育児休業に関する法律」では、1歳に満たない子を養育している労働者が希望した場合、身分や地位を失わずに一定期間休業できる制度を事業主に義務づけていたが、これが介護休業を盛り込む形で改正され、1999（平成11）年4月1日から介護休業制度導入が義務づけられた。男女を問わず取得することができる。

イニシアティブ

国又は地方の有権者が一定数の連署による請求を通じて、法律の制定や改廃を提案すること。本来は、直接民主制の理念に基づく制度であったが、間接民主制の下での住民の直接参加の一方式。

NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織をいう。1998（平成10）年に、この組織に法人格を与え、活動を支援するため特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立した。

M字カーブ（M字型就労曲線）→「女性労働力率」へ

エンパワメント

「力をつけること」をいう。みんなで力を合わせ、ともに力をつけ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、政治的、経済的、社会的及び文化的状況などを変えていく力をもつことをいう。1995（平成7）年の第4回世界女性会議などでは「女性のエンパワメント」が主要課題となった。

女性のエンパワメントとは、女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための「力をつけること」を意味する。個人的に力をつけるだけでなく、女性たちが手を携えて、連帯して力をつけていくという意味合いも含んでいる。

か

家族経営協定

家族経営が中心の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、経営内での家族一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。その実現のため、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものが家族経営協定である。経営主と配偶者、後継者、その他家族間で自由な意思に基づいて経営のやり方や所得の配分、移譲計画や生活上の諸事項について取り決めを行うこと、などが盛り込まれる。

間接差別

外見上は、性中立的な規定・基準・慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がないなど合理性・正当性が認められないもののこと。

クオーター制

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の方法の一つであり、「割り当て制度」ともいう。特定の割合で委員会等の委員への登用や採用・昇進を行ったり、選挙の候補者とすることで格差是正を図ろうとする制度。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

高齢化

国連は、総人口に占める65歳以上の人口が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と位置づけている。日本では諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。また、介護を担っているのが圧倒的に女性であることや、高齢になるほど女性の割合が高いことから、高齢者問題は女性問題ともいわれている。

国際婦人年

1972（昭和47）年、第27回国連総会に置いて、性差別撤廃に向けて世界的規模の動きを持って取り組むために、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とすることを決議した。同年、メキシコで「国際婦人年世界会議」が開催され、「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択された。

国籍法・戸籍法の改正

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律のことで、以下のような改正が行われた。

- ・国籍法の改正 （１）子は、出生の時に父又は母が日本国民であれば日本国籍を取得する。
（２）日本国民の配偶者の帰化条件を男女同一にする。
- ・戸籍法の改正 外国人と婚姻した日本人は、婚姻した日から6か月以内に届出をすることにより外国人配偶者の称している氏に変更することができ、離婚等により婚姻を解消したときは、その日から3か月以内に届け出ることにより婚姻の際に称していた氏に変更することができる。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例であり、こうした考え方を固定的性別役割分担意識と言う。

さ

シェルター

夫や身近な男性からの暴力から逃れてきた女性のための一時避難所のこと。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っている。日本では、公的機関として婦人相談所があるが、制約も多く、また民間シェルターも大変少ない。近年、顕在化しているドメスティック・バイオレンスの被害者の一時避難先として、その役割は重要であるが、まだ十分な体制とはいえない状況にある。

児童虐待（子どもへの虐待、チャイルド・アブュース child abuse）

親や保護の任にあたるおとなや年長者が行う子ども（満18歳未満）への虐待を指す。保護の怠慢・拒否（遺棄）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがあり、継続・反復性があり通常のしつけの程度を超えるものである。1994（平成6）年に国連の「児童の権利に関する条約」に基づき、虐待の発見と援助の体制を整備すること、虐待を察知・回避するための教育を子どもに行い、子ども自身の権利意識を高めることが課題となっている。2000（平成12）年に、児童虐待防止法が施行された。

少子化

一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率が、年々低下の一途であることに象徴されるような子どもの数の減少現象をいう。

女子差別撤廃条約

1979（昭和54）年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指して、法律、制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、1980（昭和55）年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、1985（昭和60）年に批准した。

女性労働力率

15歳以上の働く女性の割合を示すもので、算出方法は、女性労働力率＝15歳以上の女性労働人口÷15歳以上の女性人口（女性労働力人口＝就業人口＋完全失業者数）となる。日本では、これをグラフに描くと、20～24歳でピークを迎え、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるというM字型の形を描くことから、M字型カーブ（就労曲線）とも言われる。これは日本や韓国など固定的な性別役割分担意識の強い国に独特の傾向で、欧米諸国ではほぼ台形に近いカーブを描く。また、就業を希望する人を加えて算出した「潜在的労働力率」を見ると、M字のくぼみがほとんどなくなることから、結婚・出産・育児の時期においては、就業希望をもちながら、就職できない女性が多いことがわかる。

女子差別撤廃委員会（CEDAW）

女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため、同条約第17条に基づき設置された委員会。締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討することなどを主な機能としている。

女性センター（男女共同参画センター）

都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設。「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもある。また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は、様々である。女性センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的と

し、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施している。「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もある。

女性のチャレンジ支援

2002(平成14)年1月開催の男女共同参画会議において調査審議を行い、閣議決定された政策。この意見の中では、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野ごとの支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及している。(1)政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、(2)起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、(3)子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つに分け、これらを総合的に支援していくことの重要性や、仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義も述べられている。

ストーカー規制法

正式名称を「ストーカー行為等の規制等に関する法律」と言い、2000(平成12)年11月から施行された。この法律により規制されるのは、「つきまとい等」と、それが同一の人に繰り返し行われる「ストーカー行為」である。「つきまとい等」の定義は、特定の人に対する恋愛・好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行う①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、②監視していると告げる行為、③面会・交際の要求、④乱暴な言動、⑤無言電話・連続した電話・FAX、⑥汚物などの送付、⑦名誉を害すること、⑧性的羞恥心の侵害、と規定されている。しかし、規制の対象が恋愛・好意感情に基づく行為に限定されていることや警察の対応等について、問題を指摘する声もあがっている。

世界女性会議

1975(昭和50)年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回(国際婦人年女性会議)は1975(昭和50)年にメキシコシティで、第2回(「国連婦人の十年」中間年世界会議)は1980(昭和55)年にコペンハーゲンで、第3回(「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議)は1985(昭和60)年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995(平成7)年に北京で開催された。

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。

男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

過去に形成されてきた社会的・構造的な差別によって、不利益を受けている人々に対し、実質的な機会均等を確保するために、一定の範囲で特別な機会を提供する暫定的な特別措置のこと。改正雇用機会均等法で企業の積極的改善措置に対する援助を規定するとともに、男女共同参画社会基本法では、「(男女共同参画に関し)男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義し、国や地方公共団体は、この

措置を実施する責務を有している。

た

男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画のこと。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は2000（平成12）年12月12日に閣議決定された。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされている。1999（平成11）年6月には、男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画社会基本法が制定された。

男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、1999（平成11）年6月23日に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。1985（昭和60）年に制定されたが、その後、1999（平成11）年4月1日に改正され、男女雇用機会均等法が施行された。男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止などが盛り込まれた。

ドメスティック・バイオレンス（→「配偶者からの暴力」も参照）

女性、子ども、高齢者、障害者などの家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待など」をいう。女性問題としては、夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

な

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々が、障害のない者と同様に家庭や地域社会での日常生活や諸活動を行える社会を目指そうとする考え方。

は

パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」のこと。パートタイム労働者の処遇および労働条件については、数々の問題点が指摘されているため、短時間労働を労使双方にとって良好な魅力ある就業形態として確立し、パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目指して、1993（平成

5) 年12月に施行された。適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施、その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発および向上に関する措置等が規定されている。

配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)を言い、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、「女性が被害者になることが圧倒的に多い」からとしている。なお、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

2002(平成14)年4月1日から全面施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っている。

ファミリー・サポート・センター

労働者の仕事と育児の両立を支援するため、育児援助を受けたい人と援助したい人によって会員組織をつくり、それぞれのニーズに合わせた育児に関する相互援助活動を有償で行うもので市町村等が設置する。急な残業や子どもの病気の際など、既存の施設保育では対応困難なニーズに応えるなど、保育所を補完する制度である。

「ファミリーフレンドリー」企業

①育児休業制度、介護休業制度等の仕事と家庭との両立を支援する多くの制度をもっており、かつ、男性や管理職も含め実際によく利用されていること。②フレックスタイム制、在宅勤務制度等の仕事と家庭とのバランスに気配りした柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際によく利用されていること。③制度の利用がしやすい雰囲気であり、経営トップや管理職の理解があるなどの仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていることを言う。

ポジティブ・アクション→「積極的改善措置」へ。

ま

民法の改正

父系優先血統主義だった日本の国籍法を父母両系主義に改めたこと、婚姻による国籍の取得などの条件が男女平等になったことなど、国籍をめぐる男女格差が解消された。

メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられたりすることも少なくない現状にある。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされないことが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要とされている。

ら

ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味をもっている。

リプロダクティブ・ヘルス / ライツ

1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、健康とは疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味し、すべての人々の基本的人権として位置づける理念である。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれおり、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

労働者派遣法

労働者派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の就業条件の整備」を目的に1986（昭和61）年に施行された法律で、施行当時の派遣労働者の適用対象業務は13業務だったが、1996（平成8）年に26業務に拡大された。その後、厳しさを増す雇用情勢と雇用形態の多様化を背景に、1999（平成11）年に、適用対象業務が原則自由となるなど改正が織り込まれ、改正労働者派遣法が成立・施行された。

わ

ワーク・シェアリング

働く人が仕事を分け合う労働形態で、少子高齢時代の働き方として注目されている。労働基準法の改正によって女性保護規定が撤廃され、女性も男性並みの残業、休日出勤を求められているが、現状では、家事・育児の負担が女性にかかる場合が多いため、仕事と家庭を両立できる働き方を求める声が高い。



編集・発行

(お問い合わせ先)

城里町役場総務課 秘書・広報広聴グループ

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

電話 029-288-3111 (代表)